

我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

平成27年10月

農林水産省

目次

I	我が国の食料・農業・農村をめぐる現状	1
	(1)世界の状況	1
	(2)国内の状況	7
II	農業政策の展開方向	15
	(1)食料・農業・農村基本計画の概要	15
	(2)農業政策の展開方向	24
	①食料の安定供給の確保に関する施策	24
	②農業の持続的な発展に関する施策	38
	③農村の振興に関する施策	53
	④東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	59
	⑤団体の再編整備に関する施策	61

I 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

(1) 世界の状況

穀物等の国際価格の動向と見通し

- 穀物等の国際価格は2006年秋以降上昇し、大豆、とうもろこしは、2012年に史上最高値を更新。以降、大きく値を下げたものの、現在では価格高騰前の2006年秋頃に比べて1.1～1.7倍の水準。中長期的な穀物等価格は、上昇基調で推移すると見込まれる。

【穀物等の国際価格と見通し】

2015年9月25日現在

大豆

326.7ドル

06年秋と比較して1.6倍

過去最高 650.7ドル
(2012.9.4)

とうもろこし

153.1ドル

06年秋と比較して1.7倍

過去最高 327.2ドル
(2012.8.21)

米

361ドル

06年秋と比較して1.1倍

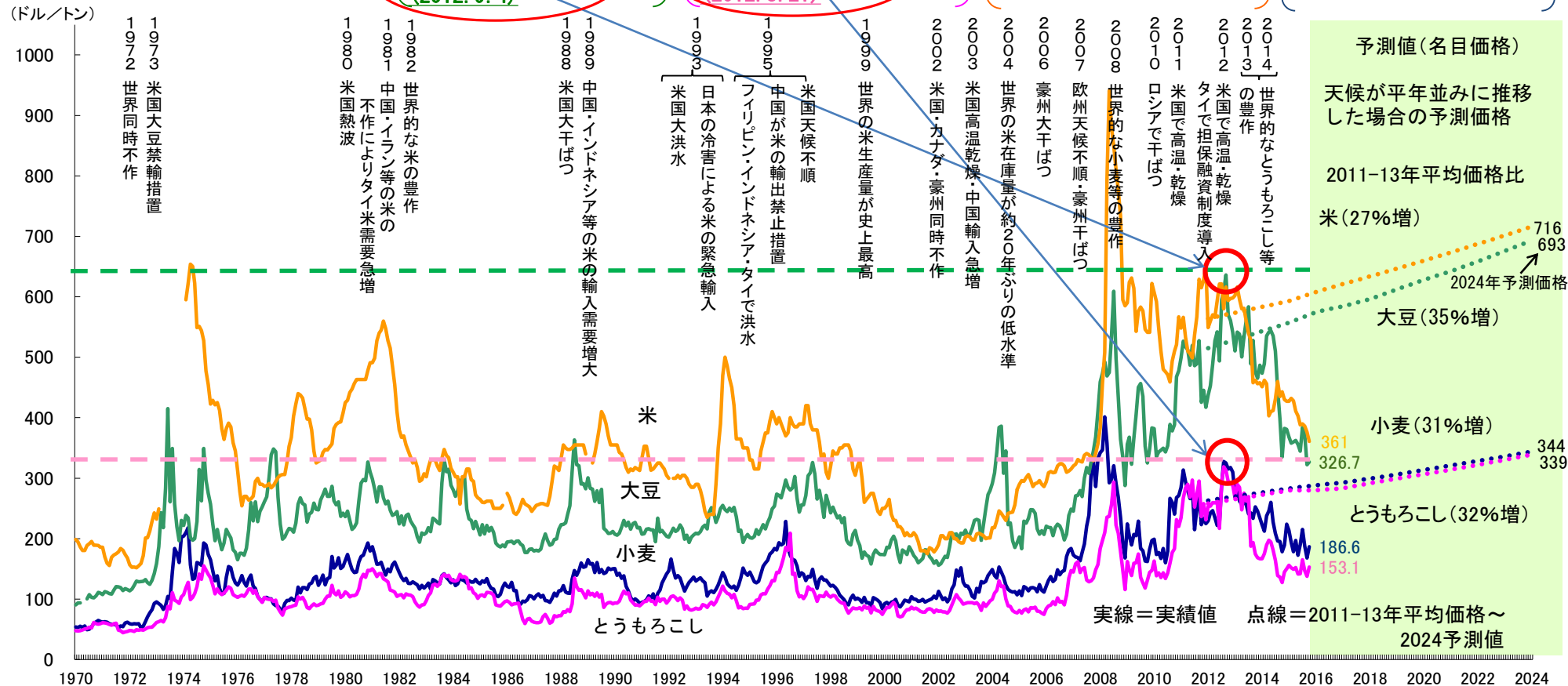
過去最高 1,038ドル
(2008.5.21)

小麦

186.6ドル

06年秋と比較して1.3倍

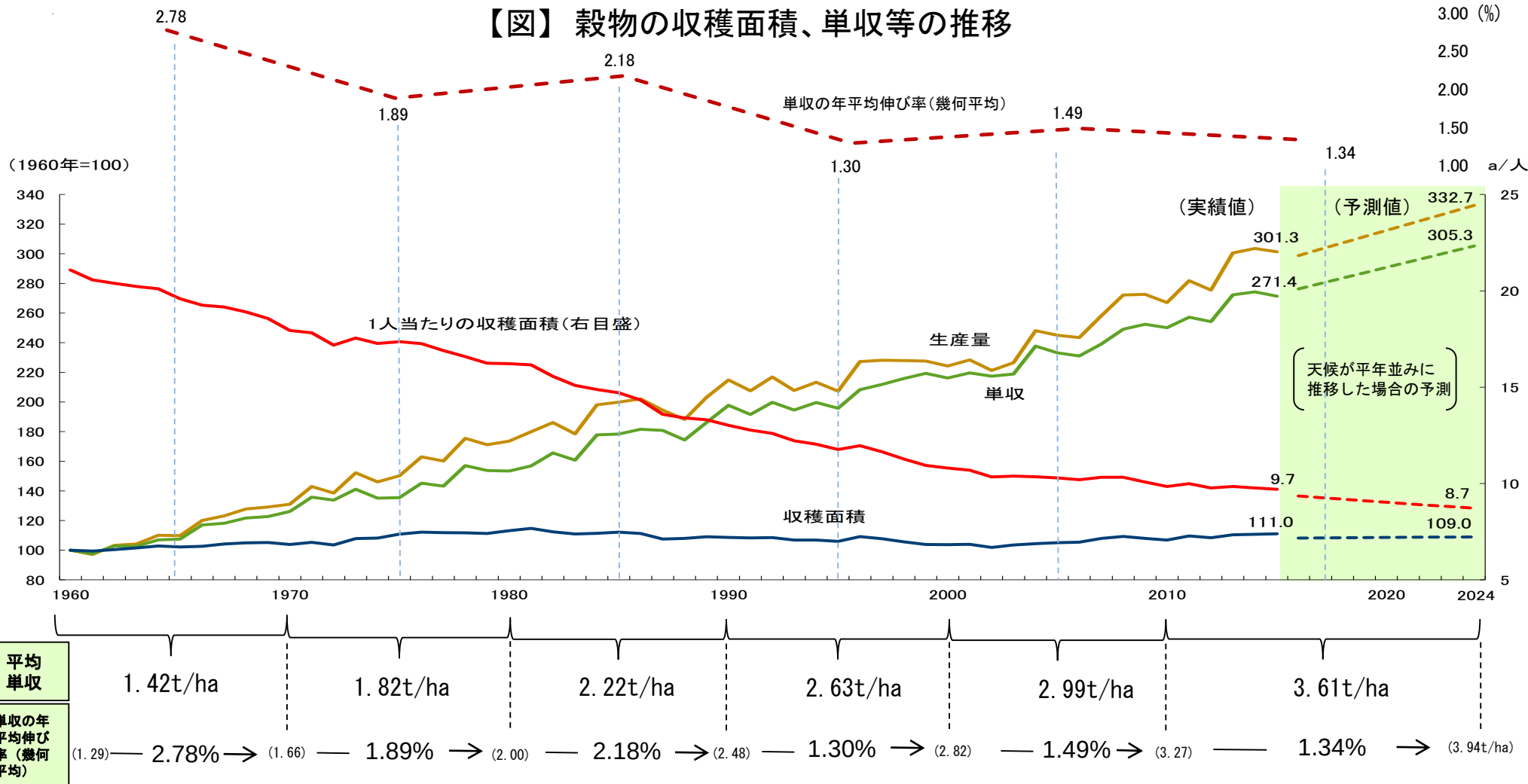
過去最高 470.3ドル
(2008.2.27)



世界の穀物の収穫面積、単収等の推移

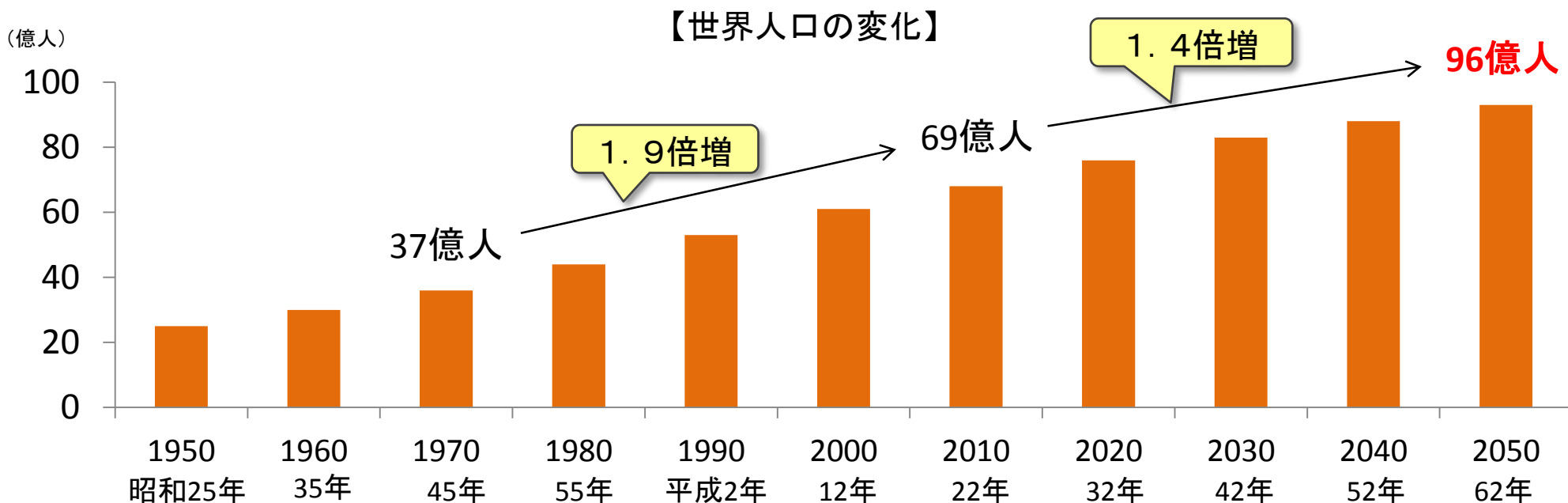
- 生産量の増加は、これまで単収の向上に支えられてきたが、近年、単収の伸び率は鈍化。
- 長期的には、単収は遺伝子組換え作物導入などで一定の伸びが期待されているが、地球温暖化、水資源の制約、土壌劣化などが不安要素。

【図】 穀物の収穫面積、単収等の推移



世界の人口

- 世界の人口は2050年に96億人に達する見通し。
- 近年、経済成長がめざましいブラジル、ロシア、インド、中国等の新興国は、大きな人口を擁している。



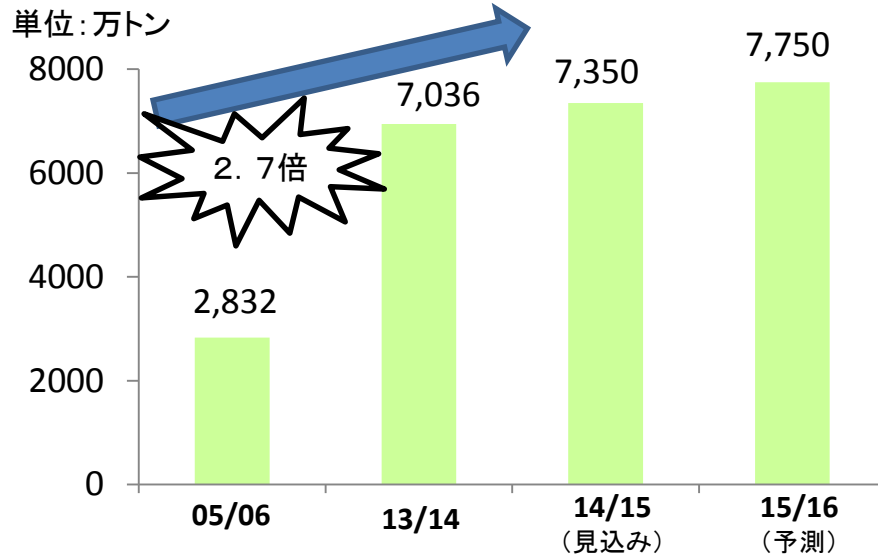
【世界の人口大国ランキング(2013)】

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
国名	中国	インド	アメリカ	インドネシア	ブラジル	パキスタン	ナイジェリア	バングラデシュ	ロシア	日本	メキシコ
総人口 (億人)	13.86	12.52	3.20	2.50	2.00	1.82	1.74	1.57	1.43	1.27	1.22

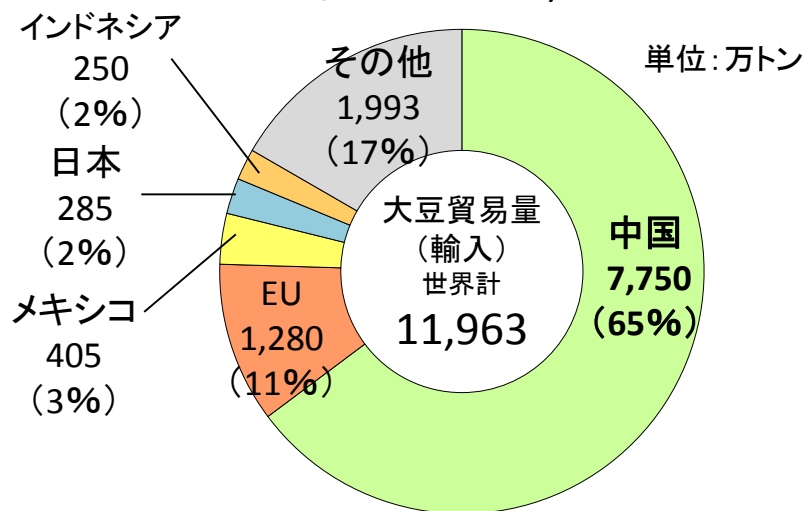
中国による大豆・米輸入

- 中国では大豆（油種）の輸入が急拡大。世界の貿易量の65%を占める。
- 米の輸入についても、2011年度から輸入が急拡大。2012年度以降、2015年度も世界第1位となる見込み。

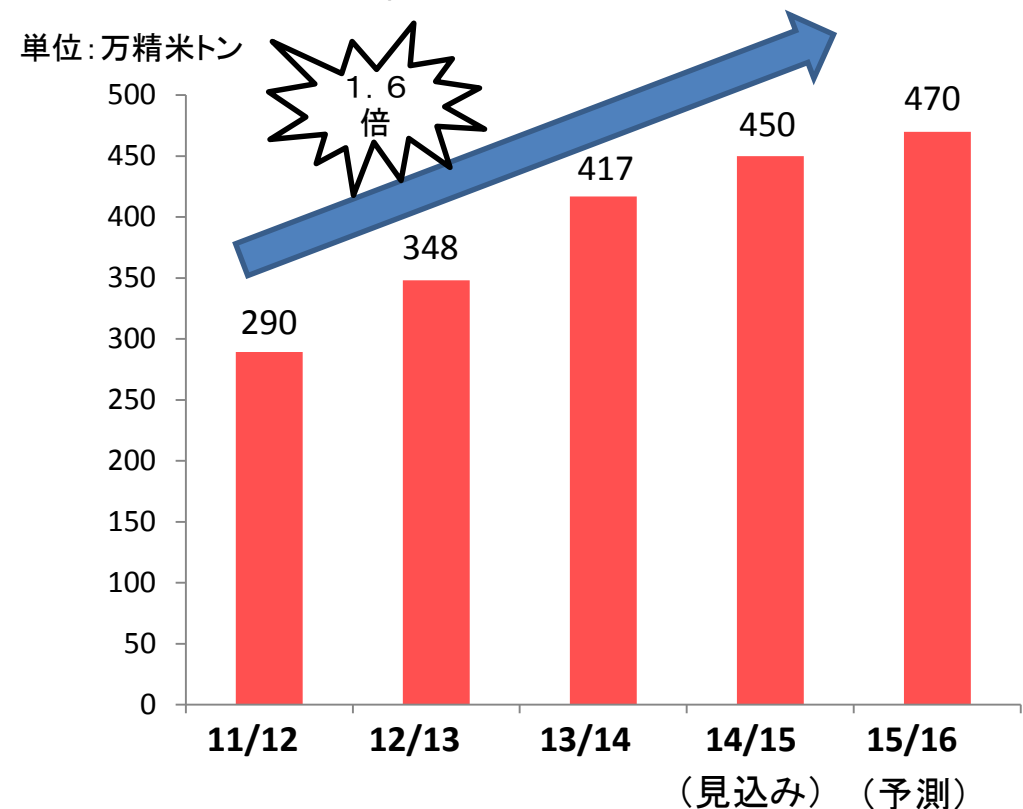
○ 中国の大豆輸入量の推移



○ 世界の大豆輸入量(2015/16年度)



○ 中国の米輸入量の直近5年間の推移



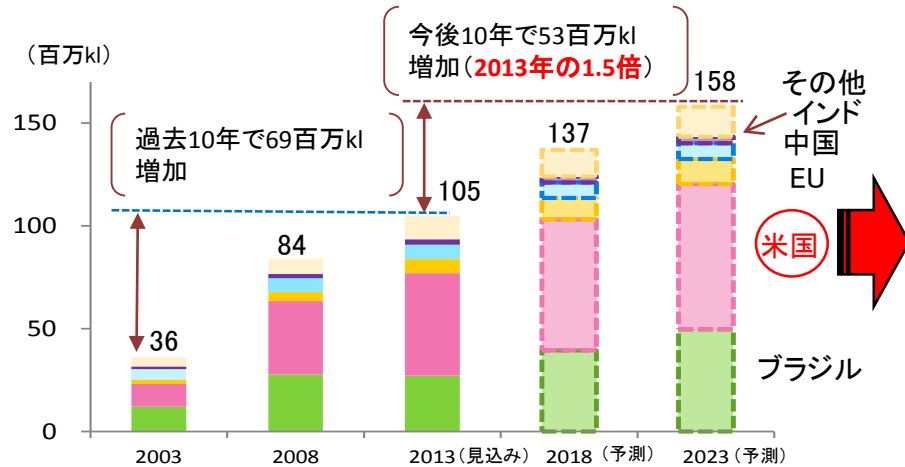
資料: USDA「PS & D」(2015.5)をもとに農林水産省で作成。

なお、中国における大豆の年度については、10月～翌9月、米の年度については7月～翌6月とする市場年度。

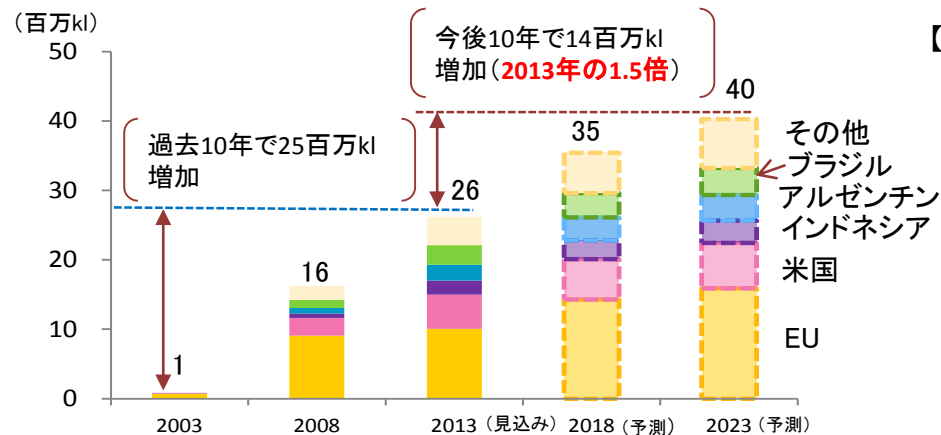
農産物のバイオ燃料需要

- バイオエタノールとバイオディーゼルの世界全体の生産量は、2023年には2013年に比べともに1.5倍となる見込み。生産は、米国、ブラジル、欧州連合（EU）に集中。
- 米国のとうもろこしのエタノール向け需要は、とうもろこし需要の約4割を占める。

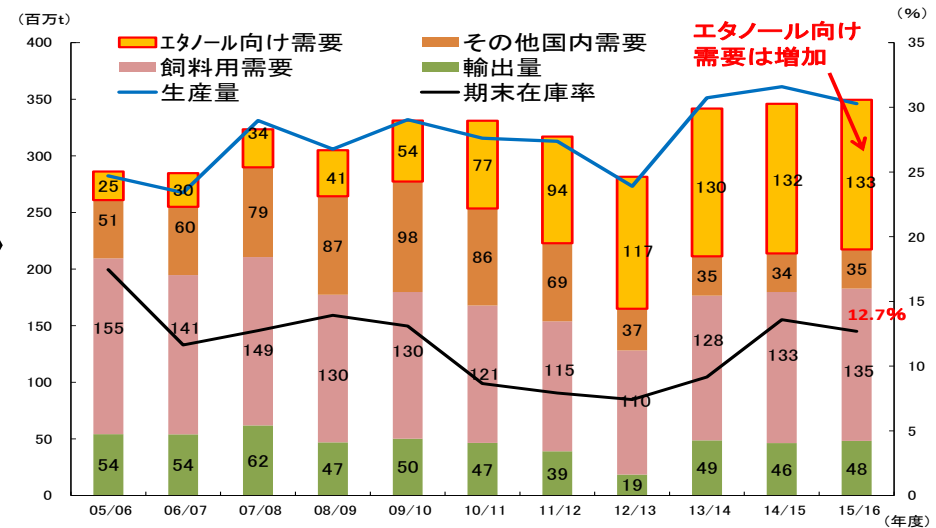
【図1】世界のバイオエタノール生産量の見通し



【図2】世界のバイオディーゼル生産量の見通し



【図3】米国とうもろこし需給の推移



資料:USDA「PS&D」（2015.5）等をもとに農林水産省で作成

【参考1】バイオエタノールの原料として用いられる主な農産物等

国名	主な原料農産物等
ブラジル	さとうきび
米国	とうもろこし、ソルガム
EU	フランス：てんさい、小麦 スウェーデン：小麦、木材
中国	とうもろこし、小麦、キャッサバ
インド	糖蜜（さとうきび）

【参考2】バイオディーゼルの原料として用いられる主な農産物等

国名	主な原料農産物等
EU	なたね油、パーム油
米国	大豆油
インドネシア	パーム油
アルゼンチン	大豆油
ブラジル	大豆油

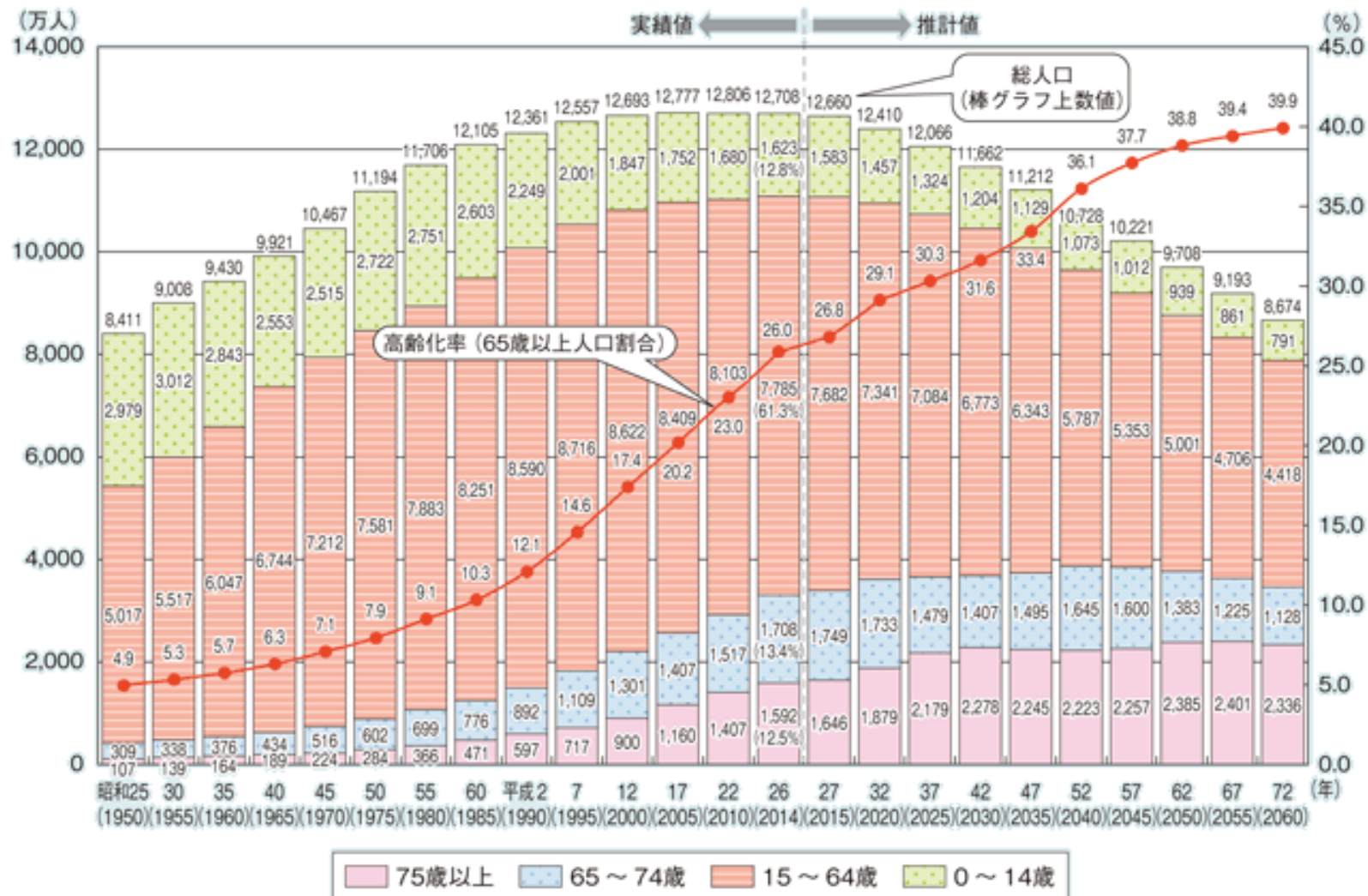
資料:FAOSTATをもとに農林水産省で作成

農産物の燃料用需要は、今後とも継続的に拡大

(2) 国内の状況

日本の人口推計

- 今後、我が国の人口は減少する一方で、高齢人口（65歳以上）割合は大きく増加し、生産年齢人口（15～64歳）は大きく減少する見込み。



資料：内閣府「平成27年版高齢社会白書」（2010年までは総務省「国勢調査」、2014年は総務省「人口推計」（平成26年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。（注）1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。）

農業・食料関連産業の位置づけと農業総産出額の推移

- 平成24（2012）年度における我が国の農林漁業の生産額は11.3兆円。関連製造業、関連流通業、飲食店等を含めた農業・食料関連産業の生産額は95.2兆円。これは、国内生産額911兆円の約1割を占める。

全産業の国内生産額

911兆円 → 10.5%

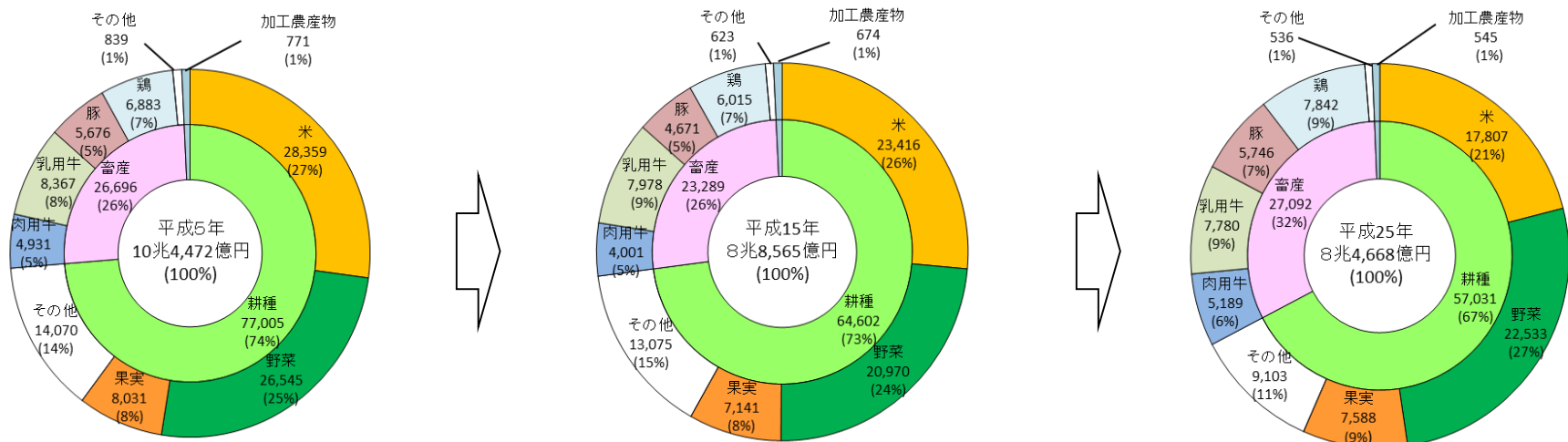
農業・食料関連産業の国内生産額 95.2兆円



資料：農林水産省「平成24年度農業・食料関連産業の経済計算」

注：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値。

- 農業総産出額は近年減少傾向にあり、平成25年の総産出額は8.5兆円で、平成5年に比べると約2兆円（19%）減少。米の割合が低下する一方で、野菜及び畜産の割合が相対的に増加。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：耕種のその他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物及びその他作物の合計である。

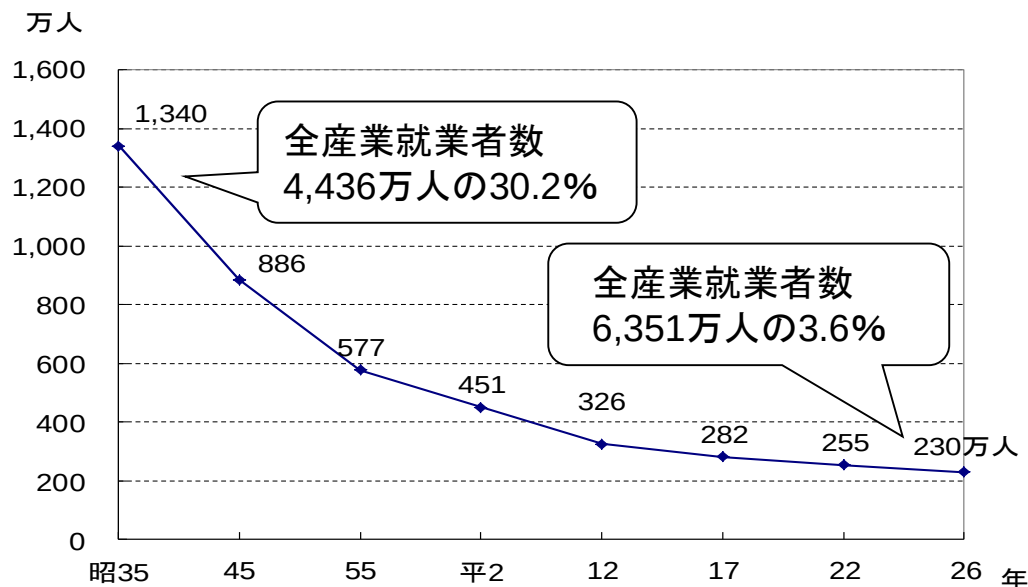
注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

農林水産業就業者の状況

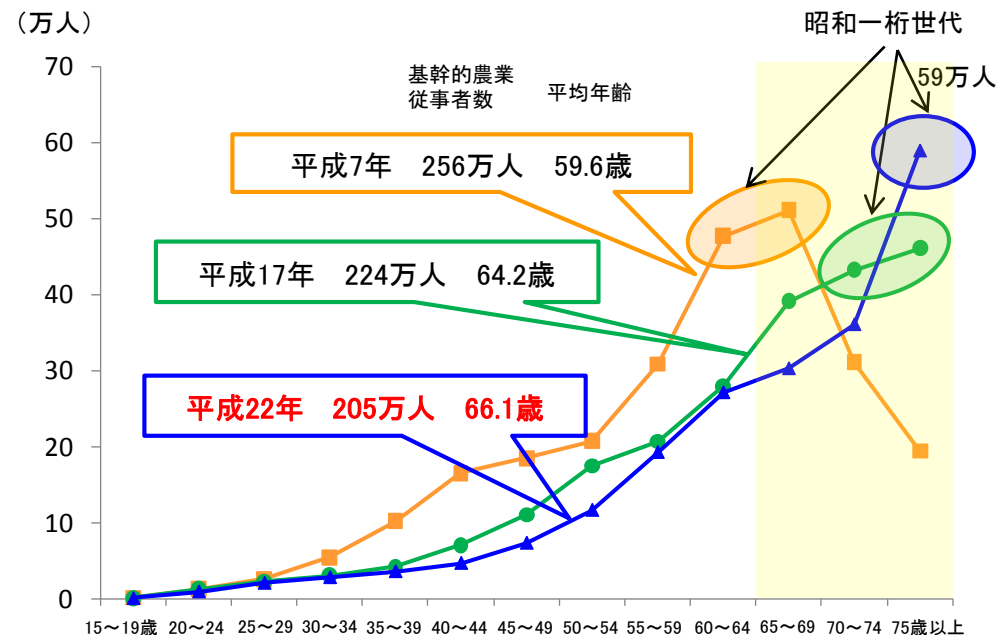
- 農林水産業就業者数は年々減少し、平成26年で230万人。
- 基幹的農業従事者は年々高齢化が進行
(平成26年の基幹的農業従事者数は168万人、平均年齢は66.8歳)。

【農林水産業就業者数の推移】



資料:総務省「労働力調査」

【基幹的農業従事者の年齢構成】

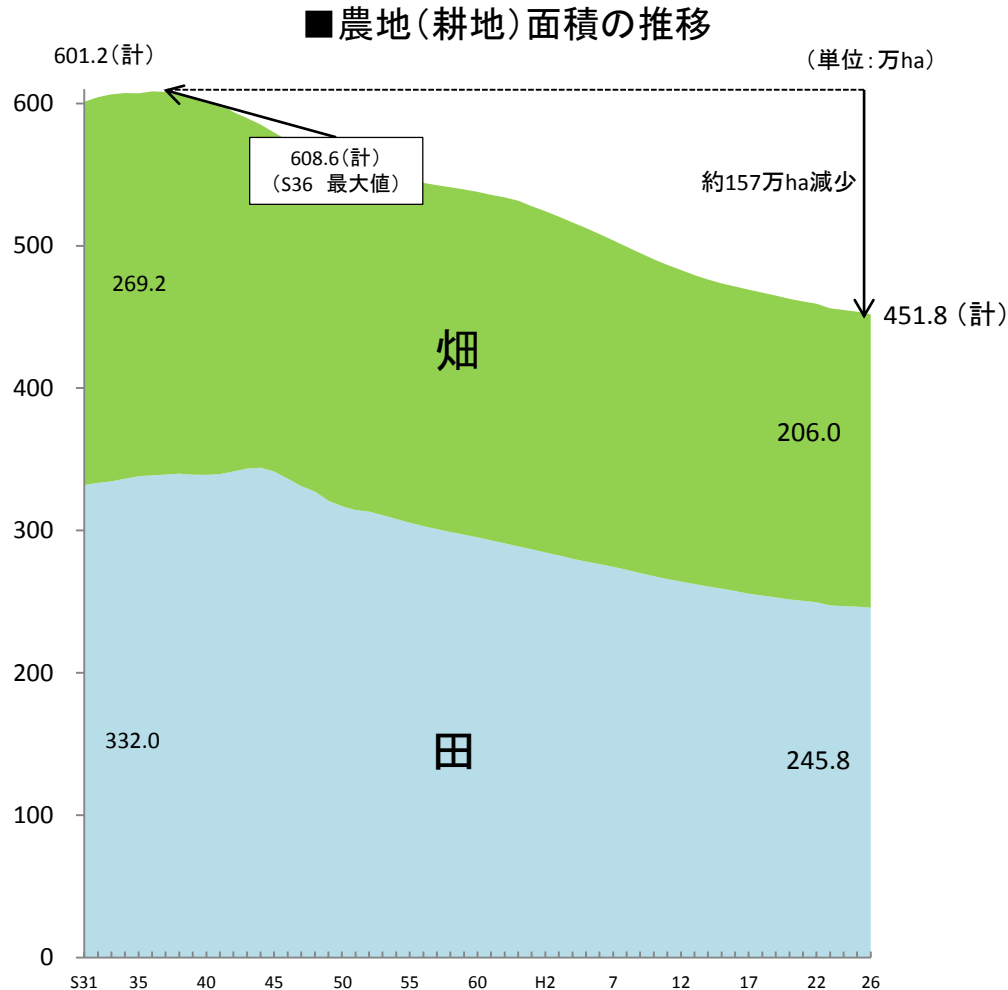


資料:農林水産省「農林業センサス」

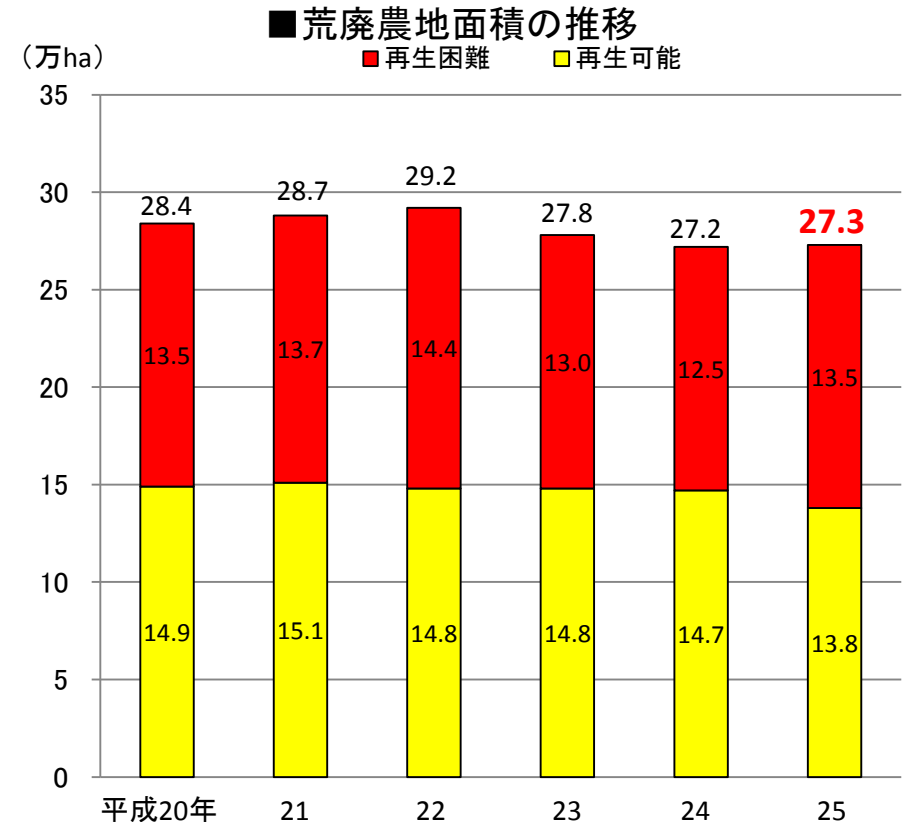
基幹的農業従事者: 自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

耕地面積と荒廃農地面積の推移

- 農地面積は、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約157万ha減少。
- 一方、荒廃農地の面積は、平成25年時点で27.3万ha。このうち、再生利用可能なものが13.8万ha、再生利用困難なものが13.5万haとなっている。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」



資料：農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

荒廃農地：現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移

- 経営耕地面積は、規模拡大が進んだ北海道を除くと、都府県では平均1.6haであり小規模経営が多数。部門別では、畜産などで規模拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが緩やか。

【農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移】

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	26	規模拡大率 (H26/S35、倍)
経営耕地 (ha)	全 国	0.88	0.91	0.97	1.05	(1.50)	(1.60)	(1.76)	(1.96)	(2.17)	2.5
	北海道	3.54	4.09	6.76	9.28	(13.95)	(15.98)	(18.68)	(21.48)	(23.35)	6.6
	都府県	0.77	0.79	0.80	0.83	(1.15)	(1.21)	(1.30)	(1.42)	(1.55)	2.0
	全 国 (一経営体当たり)	—	—	—	—	—	—	1.86	2.19	2.45	1.3 (H26/H17)
経営部門別(全国)	水 稻(a) (農家一戸当たり)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)	—	1.9 (H22/S35)
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	75.0	37.5
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	44.6	37.2
	養 豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,809.7	754.0
	採卵鶏(羽)	—	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	52,151	1931.5 (H26/S40)
	ブロイラー(羽)	—	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	57,000	63.9 (H26/S40)

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」

注1：農家一戸当たりの経営耕地、水稻について、()内の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値、それ以外は農家（経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯。なお、昭和35年～60年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上（昭和35年は2万円以上、40年は3万円以上、50年は7万円以上、60年は10万円以上）の世帯）の数値である。

注2：一経営体当たりの経営耕地については、農業経営体（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者）の数値である。

注3：水稻の平成7年以前は水稻を収穫した農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。

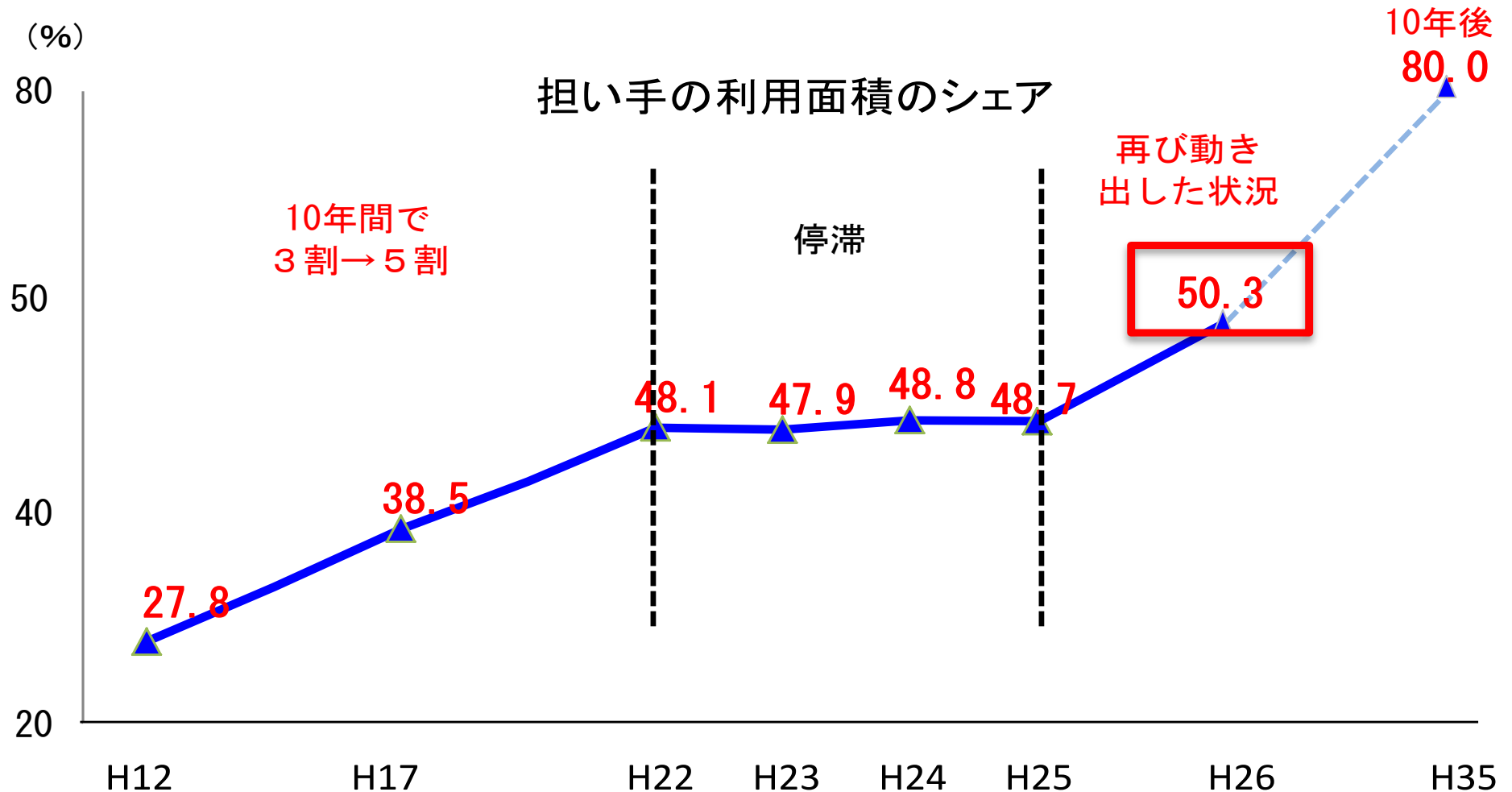
注4：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。

注5：ブロイラーの平成26年の数値は年間出荷羽数「3000羽未満」の飼養者を除く。

注6：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。ブロイラーの平成22年は21年の数値である。

担い手への農地利用集積

- 担い手が利用している農地面積の割合は、この10年間で農地面積全体の3割から5割に増加しているが、今後の10年間で、この割合を現在の5割から8割まで拡大させることを目標としているところ。
- 担い手の利用面積（ストック）のシェアは、平成12年度の27.8%から平成22年度の48.1%に上昇した後、停滞していたが、平成26年度には再び上昇が始まり50.3%となった。

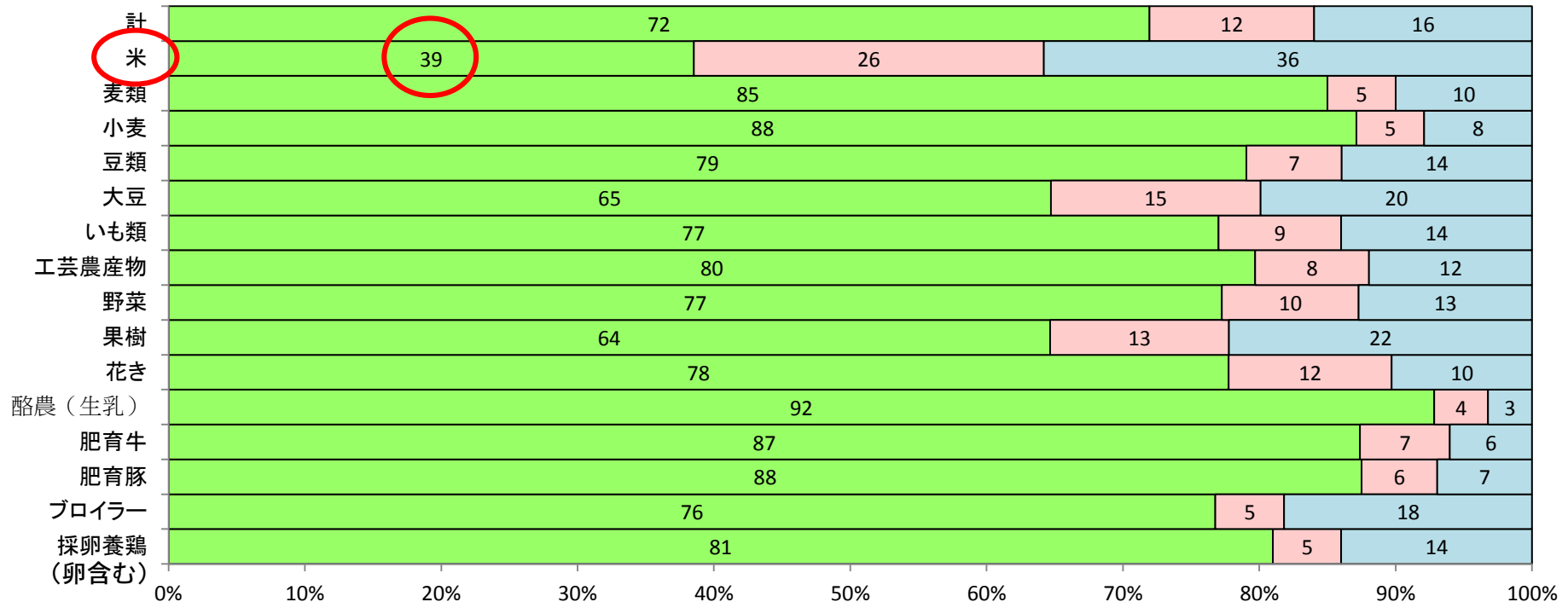


品目別にみた主副業別シェア（金額ベース）

- 畜産をはじめとするほとんどの品目で主業経営体への生産の集中が顕著であるが、米については、約4割にとどまっている。

平成25年

■主業 ■準主業 ■副業



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）（組替集計）」

注1：主副業別シェアについては、「農林業センサス」、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」より推計。

注2：主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。

用語：「主業経営体」とは、農業所得が「農業＋農業生産関連事業＋農外所得」の50%以上65歳未満の農業就業者（年間の自営農業従事日数が60日以上）がいる経営体をいう。

「準主業経営体」とは、農業所得が「農業＋農業生産関連事業＋農外所得」の50%未満65歳未満の農業就業者がいる経営体をいう。

「副業的経営体」とは、65歳未満の農業就業者がいない経営体をいう。

Ⅱ 農業政策の展開方向

(1) 食料・農業・農村基本計画の概要

政府における議論

＜平成24年12月～平成25年6月＞

- ◆農林水産省 攻めの農林水産業推進本部
(H25.1 設置/計3回)
- ◆産業競争力会議
(H25.1設置/計2回)

＜平成25年7月～平成25年12月＞

- ◆農林水産省 攻めの農林水産業推進本部
(計6回)
- ◆農林水産業・地域の活力創造本部
(H25.5設置/計11回)
- ◆産業競争力会議 農業分科会
(H25.9設置/計5回)
- ◆規制改革会議 本会議及び農業WG
(計11回)

I. 平成25年6月 「日本再興戦略～JAPAN IS BACK～」閣議決定

- 農地中間管理機構の整備・活用（10年間で担い手の農地利用割合を現状の5割から8割まで拡大）
⇒H25.12 農地中間管理機構関連法成立(H26.3施行)
- 農商工連携等による6次産業化の推進（2020年6次産業市場規模10兆円目標）
- 農林水産物・食品の輸出促進（2020年輸出額1兆円目標）

II. 平成25年12月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」決定

【需要フロンティアの拡大】

- 食文化・食産業のグローバル展開
- 薬用作物や加工・業務用野菜等の生産

【需要と供給を繋ぐバリューチェーン構築】

- 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化の推進
- 次世代施設園芸、新品種・新技術の開発
・普及、再生可能エネルギーの導入

【生産現場の強化】

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化
- 水田フル活用と米政策の見直し
・米の生産調整の見直し(H30年産を目途に実行)
・水田フル活用による飼料用米等の本作化
- 経営所得安定対策の見直し
・担い手を対象とした経営所得安定対策の確立
⇒H26.6 担い手経営安定法の一部改正法成立(H27.4施行)
・米の直接支払交付金をH29年産米までの時限措置として実施
- 収入保険の導入検討
- 農協・農業委員会・農業生産法人の改革をH26.6にまとめる旨決定

【多面的機能の維持・発揮】

- 日本型直接支払制度の創設（「産業政策」と「地域政策の明確化」）
⇒H26.6 多面的機能法成立(H27.4施行)

産業政策

産業政策と地域政策を車の両輪として
組み合わせる（3本柱）
（1本柱）

地域政策

政策の4本柱

いわゆる「4つの改革」

Ⅲ. 平成26年6月 「日本再興戦略 改訂2014」 閣議決定 平成26年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」 改訂決定

- 農協・農業委員会・農業生産法人の改革の推進
(農協・農委改革は60年ぶり)
- オールジャパンの輸出体制・輸出環境の整備
- A-FIVEの更なる積極的な活用
⇒H26.10 支援基準見直し・ガイドライン策定

Ⅳ. 平成27年2月 農協・農業委員会・農業生産法人の改革の法制度等の骨格決定

- 農協改革
 - ・ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする
 - ・ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする
- 農業委員会
 - ・ 農業委員の選任方法を公選制から市町村長の選任制に変更
 - ・ 農地利用最適化推進委員の新設
 - ・ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定
- 農業生産法人
 - ・ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直す
⇒H27.8 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律成立

Ⅴ. 平成27年3月 新たな食料・農業・農村基本計画閣議決定

- 実現可能性を重視した食料自給率目標の設定
 - カロリーベース：39%(H25)→45%(H37)
 - 生産額ベース：65%(H25)→73%(H37)
- 我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を初めて公表
- 農林水産物・食品の輸出拡大、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革、農協等の改革など今後の施策の展開方向を提示

政府における議論

＜平成26年1月～平成26年6月＞

- ◆農林水産業・地域の活力創造本部(計2回)
- ◆産業競争力会議 農業分科会 & 課題別会合(計4回)
- ◆規制改革会議 農業WG(計10回)
⇒H26.6「規制改革実施計画」閣議決定

＜平成26年7月～平成27年2月＞

- ◆農林水産業・地域の活力創造本部(計1回)
- ◆規制改革会議 農業WG(計3回)

＜平成26年1月～平成27年3月＞

- ◆食料・農業・農村政策審議会(計18回)

新たな食料・農業・農村基本計画について

施策推進の基本的な視点

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として**食料・農業・農村施策の改革を着実に推進**

基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保

食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化

需要や消費者視点に立脚した施策の展開

農業の担い手が活躍できる環境の整備

持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開

新たな可能性を切り拓く技術革新

農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

中長期的な情勢の変化の見通し

食料・農業・農村をめぐる情勢

高齢化や人口減少の進行

世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展

社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化

農地集積など農業・農村の構造変化

多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)

東日本大震災からの復旧・復興

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定
今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年3月決定 基本計画

平成17年3月決定 基本計画

平成22年3月決定 基本計画

おおむね5年ごとに
見直し

食料自給率の目標

- 食料自給率目標は**実現可能性を考慮**して設定

【カロリーベース】

【生産額ベース】

39%(H25) → 45%(H37) 65%(H25) → 73%(H37)

食料自給率の目標

- ・食料消費の見通し
- ・生産努力目標
- ・総合食料自給率(カロリーベース、生産額ベース)
- ・飼料自給率

- **食料自給力指標を初めて公表**

食料自給力(食料の潜在生産能力)

- ・食料自給力指標
食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- **食品の安全確保**と、食品に対する**消費者の信頼の確保**に向けた取組の推進
- **食育の推進**と**国産農産物の消費拡大**、「和食」の**保護・継承**の推進
- 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、**6次産業化**、**農林水産物・食品の輸出**、**食品産業の海外展開**等を促進
- 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、**総合的な食料安全保障を確立**

農村の振興

- **多面的機能支払制度**、**中山間地域等直接支払制度**の着実な推進や**鳥獣被害への対応強化**
- 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「**集約とネットワーク化**」など**地方創生**に向けた取組の強化
- **都市農村交流**、**多様な人材の都市から農村への移住・定住等の促進**

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

農林水産研究基本計画

農業構造の展望

魅力ある農山漁村づくり
に向けて

農業経営等の展望

農業の持続的な発展

- 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた**担い手の育成・確保**、**経営所得安定対策**の着実な推進
- **女性農業者が能力を最大限発揮**できる環境の整備
- **農地中間管理機構のフル稼働**による担い手への**農地集積・集約化**と**農地の確保**
- 構造改革の加速化や国土強靱化に資する**農業生産基盤の整備**
- **米政策改革**の着実な推進、**飼料用米等の戦略作物の生産拡大**、**農業の生産・流通現場の技術革新等**の実現
- **気候変動への対応等**の推進

東日本大震災からの復旧・復興

- 農地や農業用施設等の**着実な復旧等**の推進
- **食品の安全を確保**する取組や**風評被害の払拭**に向けた取組等の推進

団体の再編整備

- **農協改革**や**農業委員会改革**の実施
- 農業共済団体、土地改良区の**在り方について**、**関連制度の在り方を検討**する中で、検討

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

食料自給率目標

これまでの基本計画における食料自給率目標の考え方

	総合食料自給率目標		食料自給率目標の考え方
	カロリーベース	生産額ベース	
平成12年基本計画	45%	74% (参考値)	計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して設定
平成17年基本計画	45%	76%	望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定
平成22年基本計画	50%	70%	我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標として設定

食料自給率目標

新たな食料自給率目標における供給熱量の算定の考え方

＜目標年度における1人・1日当たり総供給熱量(分母)＞

○ 少子高齢化の進行に伴う摂取熱量の減少を加味して、目標年度における1人・1日当たり総供給熱量を算定

＜目標年度における1人・1日当たり国産供給熱量(分子)＞

○ 目標年度に向けて、**現実に見合った需要量を想定し、その下での現実的な生産条件に見合った生産量を設定し、熱量換算を行い算定**

食料自給率について②

食料自給率目標

現行の基本計画における食料自給率目標等

- 現行の基本計画における食料自給率目標については、平成22年度基本計画における食料自給率目標の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定。

		平成25年度(基準年度)		平成37年度(目標年度)	
法定目標	供給熱量ベースの総合食料自給率	39%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(939kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,424kcal)} \right)$	45%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,040kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,313kcal)} \right)$
	生産額ベースの総合食料自給率	65%	$\left(\frac{食料の国内生産額(9兆8,567億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆1,200億円)} \right)$	73%	$\left(\frac{食料の国内生産額(10兆4,422億円)}{食料の国内消費仕向額(14兆3,953億円)} \right)$
飼料自給率		26%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(616万TDNトン)}{飼料需要量(2,380万TDNトン)} \right)$	40%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(889万TDNトン)}{飼料需要量(2,243万TDNトン)} \right)$
農地面積		454万ha (平成26年 452万ha)		440万ha	
延べ作付面積		417万ha		443万ha	
耕地利用率		92%		101%	

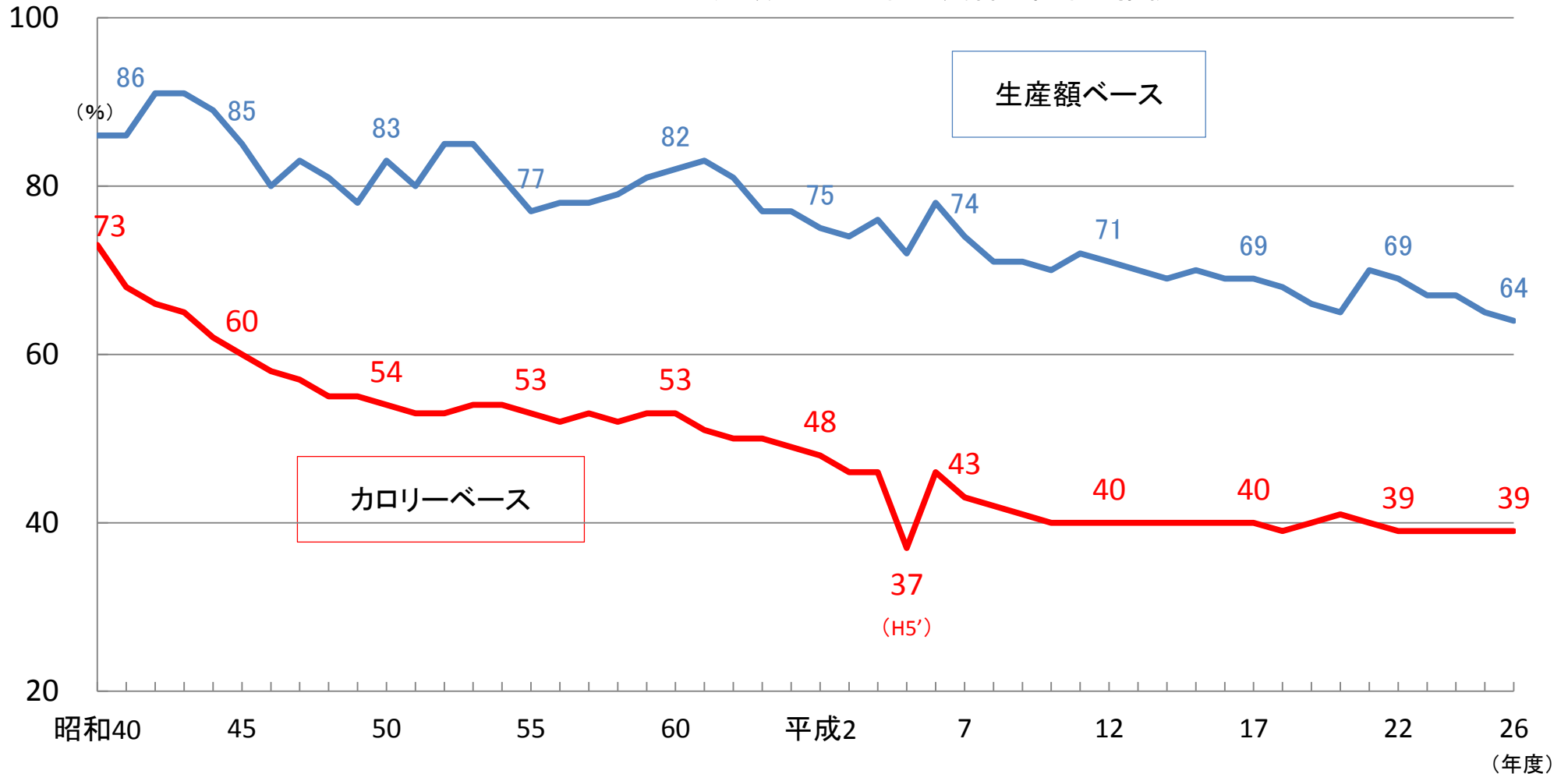
(参考)平成22年基本計画

		平成20年度(基準年度)		平成32年度(目標年度)	
法定目標	供給熱量ベースの総合食料自給率	41%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,012kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,473kcal)} \right)$	50%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,231kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,461kcal)} \right)$
	生産額ベースの総合食料自給率	65%	$\left(\frac{食料の国内生産額(9兆9,846億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆2,713億円)} \right)$	70%	$\left(\frac{食料の国内生産額(10兆5,034億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆1,016億円)} \right)$
飼料自給率		26%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(651万TDNトン)}{飼料需要量(2,486万TDNトン)} \right)$	38%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(840万TDNトン)}{飼料需要量(2,187万TDNトン)} \right)$

食料自給率の推移

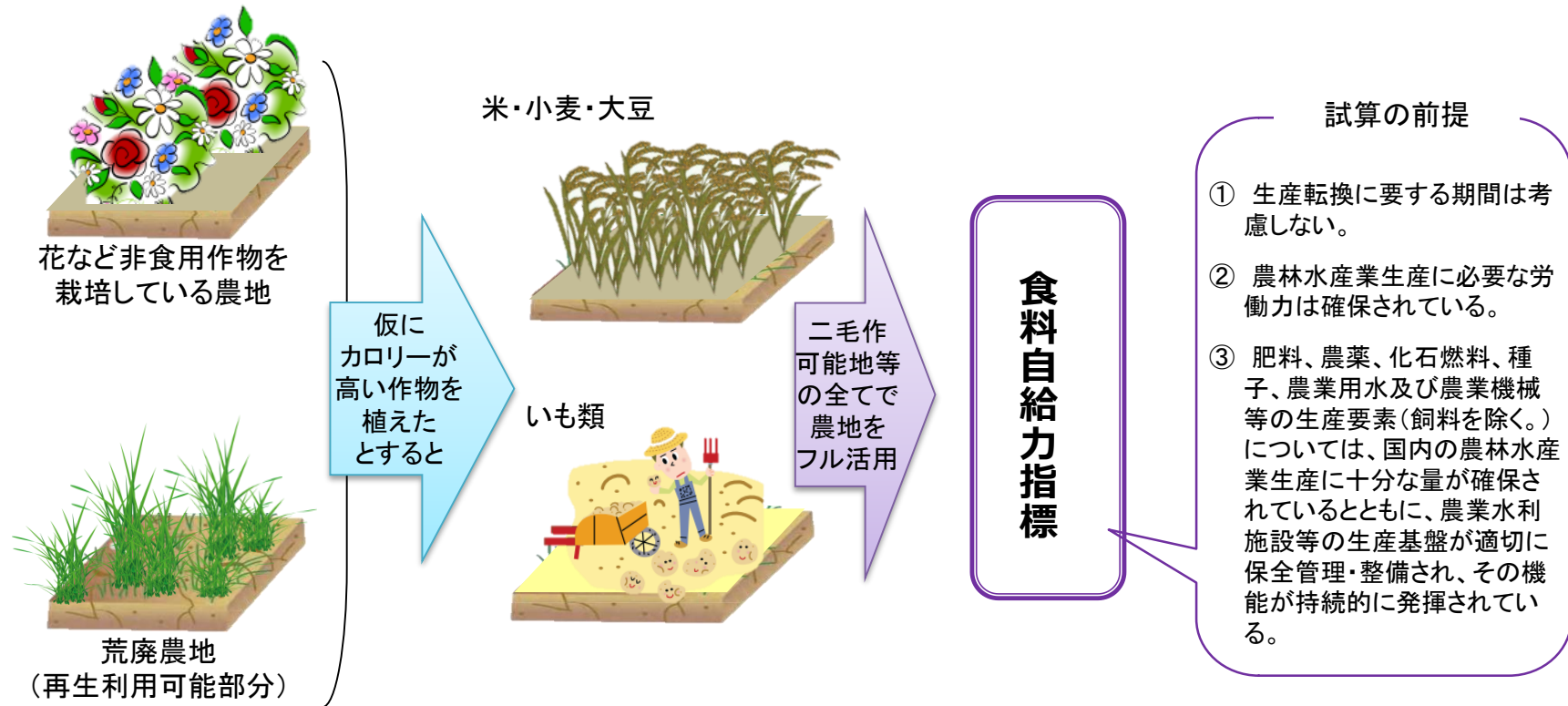
○ 我が国の食料自給率（総合食料自給率）は、長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばい傾向で推移。

■カロリーベースと生産額ベースの総合食料自給率の推移



食料自給力指標の考え方

- 食料自給力指標とは、「国内生産のみでどれだけの食料（カロリー）を最大限生産することが可能か」（食料の潜在生産能力）を試算した指標。

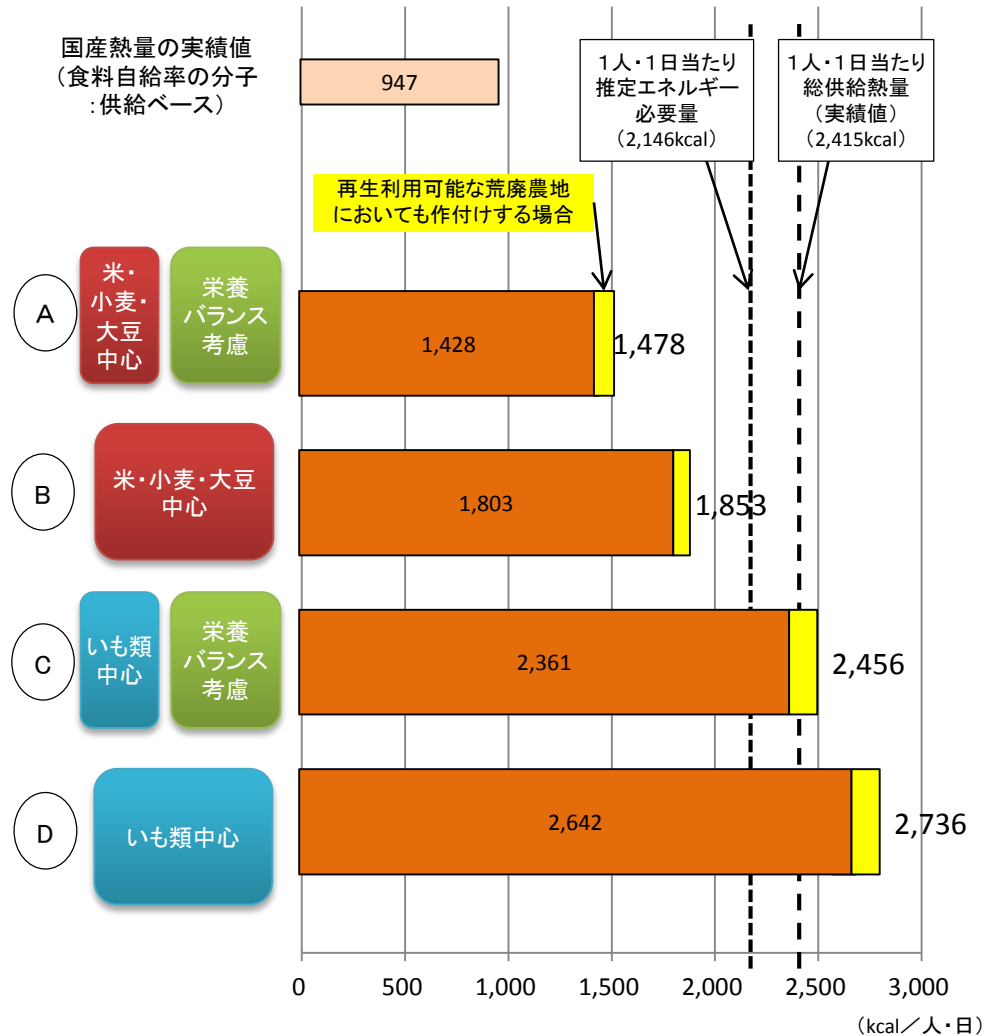


補足

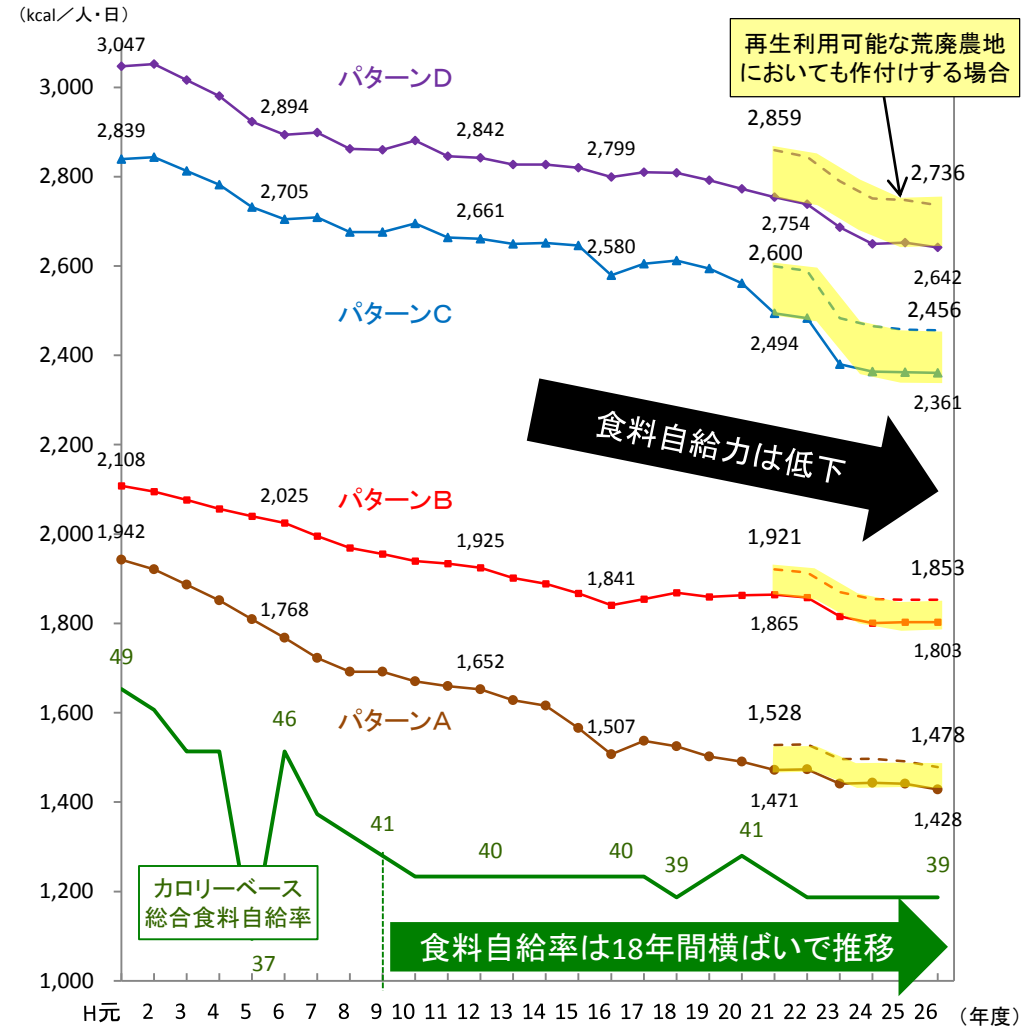
食料の潜在生産能力を表そうとしたときに、食料自給率は、現在花などを栽培している農地の能力が反映されないなど、一定の限界

食料自給力指標の姿と推移

■食料自給力指標(平成26年度)



■食料自給力指標の推移
(平成元年度～平成26年度)



(2) 農業政策の展開方向

① 食料の安定供給に関する施策

科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組

- 食品の安全性を向上させるため、含有実態調査や分析法等の研究を実施。それらの結果を踏まえ、必要に応じて、当該有害化学物質等に係る生産・製造段階の安全性向上対策をまとめた低減指針等を作成し、現場に周知。

■ 食品の安全性の向上

科学的根拠に立脚

- 行政における推進計画策定、試験研究結果の解析
- 行政・社会ニーズに即応した試験研究

情報の収集

国際基準への整合

優先的に調査する対象を選定
有害化学物質(※)
カドミウム等 26種類
有害微生物
サルモネラ等 6種類

(※) 有害化学物質について、新たに食品中の含有が報告されたもの等に対応するため対象を見直し中

実態調査

評価

我が国の
実態を反映

国際規格・基準、
実施規範

(例: コメ中のカドミウムの基準値)

活用

関係者との
連携

リスク管理措置の策定・実施

安全な食品

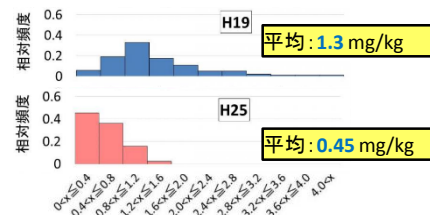
安全を確認

○ 有害化学物質の低減事例

〈食品中のアクリルアミド〉

- ・低減指針を策定
- ・様々な加工食品業界と意見交換、低減指針を普及

- ・ポテトチップス中の平均濃度は、H19からH25にかけて、4割程度に減少



〈コメ中のカドミウム〉

- ・低減指針を策定
- ・各都道府県が、水管理、客土等の低減対策を実施

- ・現在の基準値(0.4 mg/kg)を超えるコメの比率は、H9-10からH21-22にかけて、0.3%から0%に減少

	H9-10	H21-22
分析点数	37,250点	2,000点
0.4 mg/kg 超の割合	0.3%	なし

○ 低減指針等の作成例

生産者
向け

〈米〉
〈野菜〉

米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン(H24)
スプラウト生産における衛生管理指針(H27)

生産者・
指導者
向け

〈麦〉

栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(H23)
麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針(H20)

都道府県
向け

〈二枚貝〉

鶏卵、鶏肉、牛肉の生産衛生管理ハンドブック第2版(H27,H25)
二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン(H27)

事業者
向け

〈加工食品〉

かつお節中のPAH低減のガイドライン(H25)

国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

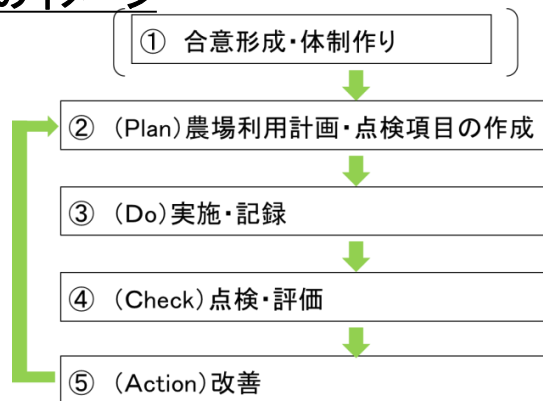
- 平成26年3月末現在、野菜・米・麦・果樹・大豆の産地でGAP導入産地は、2,713産地。
- 農業者や産地において、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進。

1. 農業生産工程管理(GAP)とは

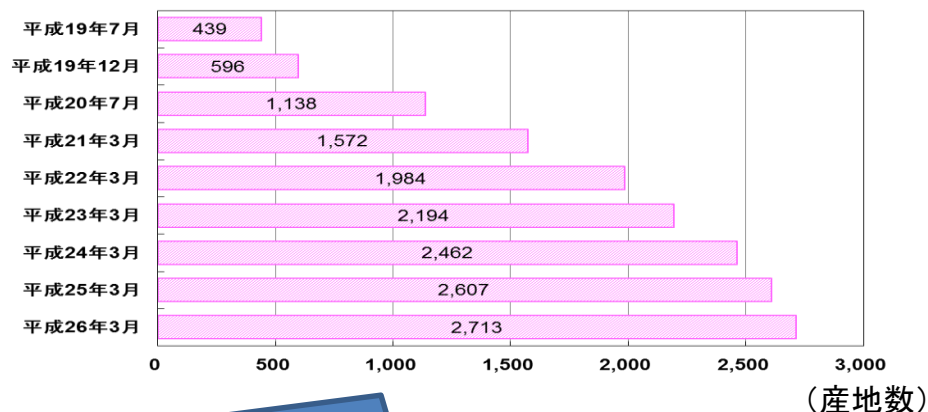
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

2. GAP導入のイメージ

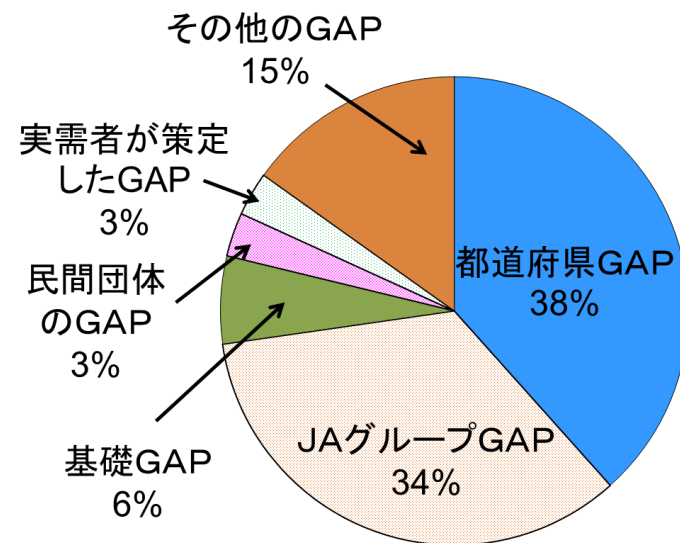


3. 導入産地数の推移



- ・ 調査対象の約6割がGAPに取組
- ・ **ガイドラインに則したGAP**に取り組んでいる産地は調査対象の**23%**(1,010産地)

4. 取り組まれているGAPの種類



農林水産省調べ(平成26年3月末現在)

※集計対象は野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地等(平成26年3月4,410産地)。(平成23年3月の結果は福島県を除く。)

農林漁業体験を通じた食育の推進

- 食育関連施策を効果的かつ効率的に推進するため、食育を実践する農業者、食品産業事業者、教育関係者等の現場の声を把握し、積極的な活動を促すための仕組みを構築。
- 国産農産物の消費拡大に向けて、食育や「和食」の保護・継承、医福食農連携、農観連携、品目別の需要拡大等を推進する取組と連携しつつ、官民一体となった国民運動を推進。
- また、関係府省が連携しつつ、地産地消を更に推進。

(内閣官房・内閣府見直し法※の成立により、平成28年4月から、内閣府の食育推進事務は農林水産省へ移管。)

これまでの取組

- 地域における教育ファーム等の農林漁業体験の活動に対する支援を実施。



- 全国のエデュファームのデータベース整備、全国農林漁業体験スポット一覧として公表。
- 効果的な農林漁業体験推進のための教育ファーム運営の手引きの普及。企業向け導入マニュアル、教科と関連付けた学校教材の作成。

今後の方向性

- 食、農業、農村、命の大切さ、自然環境、伝統文化などの理解を深めるためには、学ぶ機会としての体験活動は極めて重要。
- 農林漁業体験や工場見学など食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動は消費者の食や農林水産業の理解増進に極めて有効であり、学校教育のみではなく、幅広い世代に対しライフステージに応じた体験機会を提供。

(平成27年3月6日公表、今後の食育推進施策について(最終取りまとめ)より)

※ 正式名称は、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(平成27年9月11日公布)



「日本型食生活」とは

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活。

和食文化の保護と次世代への継承

- 和食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえて、和食文化の保護・継承を本格的に進める必要。
- 和食文化に関する国民の関心と理解が深まるよう、学校給食や家庭における和食の提供機会の拡大、和食文化の継承に向けた地域における食育活動などを推進。

平成25年12月

提案名称

「和食：日本人の伝統的な食文化」
－正月を例として－

提案内容

「自然の尊重」という日本人の精神を
体現した、食に関する社会的慣習

和食の特徴

- ・多様で新鮮な食材と素材の味の活用
- ・健康的な食生活を支える栄養バランス
- ・自然の美しさや季節の移ろいの表現
- ・正月などの年中行事との密接な関わり



「和食」保護・継承推進検討会

(平成27年度「和食」保護・継承推進事業 40百万円)

任務

和食文化を今後、国民全体で保護・継承していくため、国民の食生活における和食志向の維持・増大を推進していく観点から、国民の和食摂取の実態を明らかにした上で、和食文化の保護・継承に向けた効果的な方策の検討・明確化・発信等を行う。

検討会委員

熊倉功夫静岡文化芸術大学学長
他9名

検討期間

平成27年9月～平成28年3月

組織体制の強化

平成27年10月1日より食料産業局に「食文化・市場開拓課」及び「和食室」を新設し、関連施策と連携させつつ、和食文化の保護・継承を一層効果的に推進。

和食給食提供機会の拡大

(平成27年度日本食・食文化の世界的普及プロジェクト
957百万円の内数)

学校給食における和食の提供機会の拡大を図るため、和食料理人が全国の小学校を訪問し、児童に対して和食給食を提案・実演するとともに、栄養教諭等を対象にしたセミナーを実施。

○26年度実績
実施数：25校

効果：事業実施校における和食給食提供回数の変化
実施前2.1回/週→実施後2.7回/週



地域の食文化の保護・継承

(平成27年度消費・安全対策交付金 2,062百万円の内数)

都道府県等が実施する、食育推進リーダーの育成や地域のネットワーク作りなど地域の食文化の継承等を支援。

○26年度実績
実施主体数：90件



和食文化の次世代への継承

和食資源を活用した地方創生と国産農林水産物の需要拡大

6次産業化の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

- 農林漁業の6次産業化の取組は着実に進展しており、平成27年10月現在で、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は2,100件を超え、その売上げも増加。
- 農林漁業成長産業化ファンドの活用件数も着実に増加。平成27年10月現在で71件の案件が組成され、計画ベースで約1,200名の雇用見込み。（サブファンド出資決定額44.88億円（うちA-FIVE22.44億円））

○ 農林漁業の6次産業化の市場規模・従事者数

（平成25年）

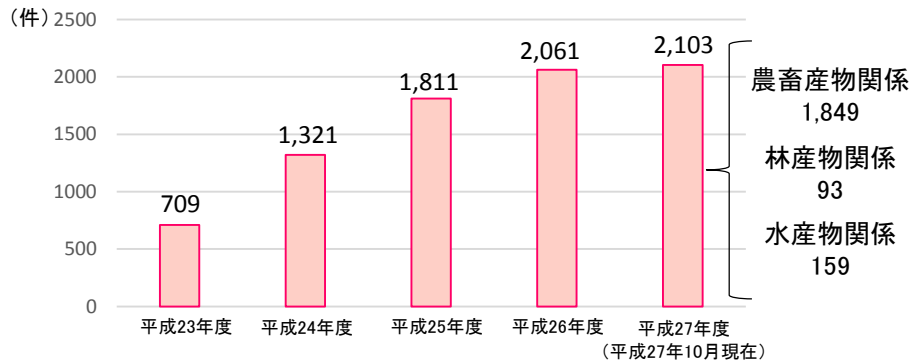
加工・直売の売上：1.9兆円

従事者数：41.4万人

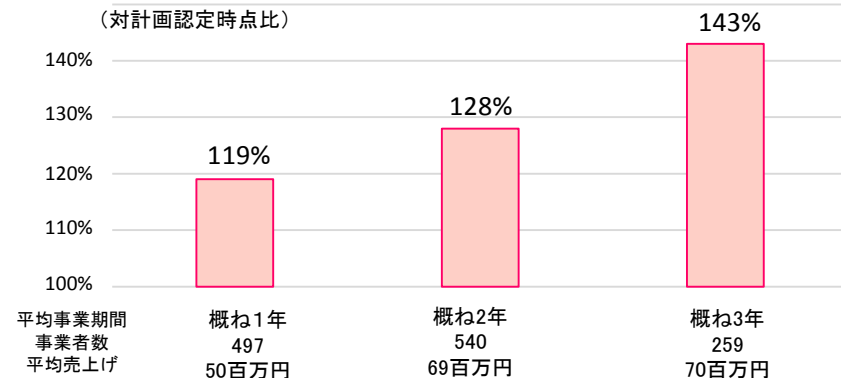
（農業関係 約1.7兆円、漁業関係 約0.2兆円）

（農業関係 約39.1万人、漁業関係 約2.3万人）

○ 総合化事業計画の認定件数と内訳



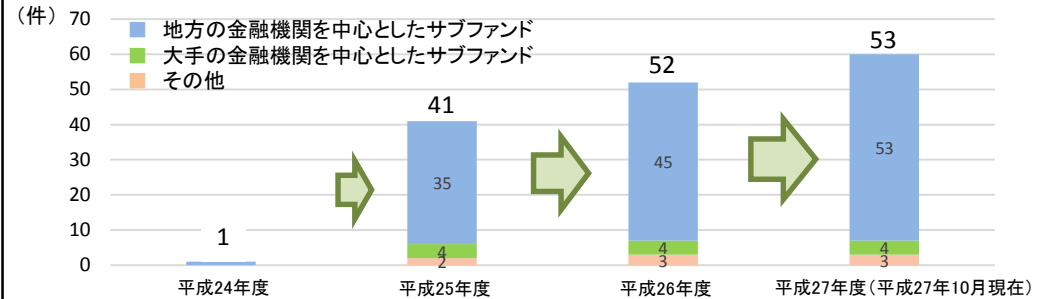
○ 総合化事業計画認定事業者の売上高の伸び



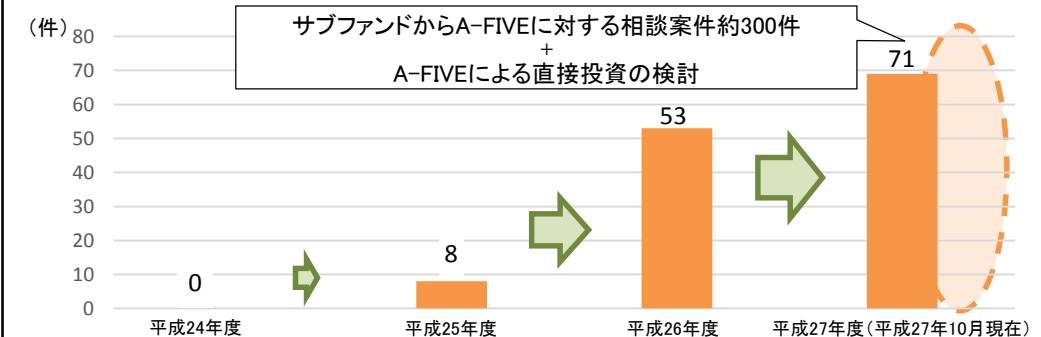
注：平成26年度の認定事業者に対するフォローアップ調査から集計（調査時点：平成26年3月）。

○ 農林漁業成長産業化ファンドの動向

【サブファンドの設立件数（累積）】



【出資決定の件数（累積）】



【6次産業化の取組事例】

馬路村農業協同組合（高知県馬路村）

- 形が悪いために青果出荷が困難なゆずを有効活用するため、加工品を開発して付加価値を向上。
 - 村が一丸となって商品の開発やPRに取り組み、馬路村の名前を前面に押し出し、ブランドを構築。
- （売上高 約1億円（平成元年度） → 約33億円（平成26年度））
（雇用者数（職員数） 19人（平成元年度） → 86名（平成26年度））



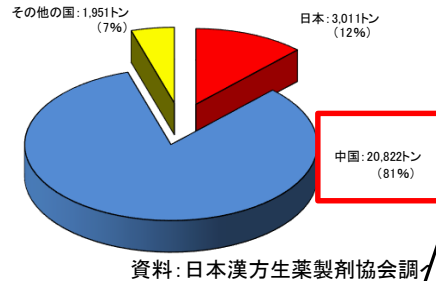
ゆず加工品

新たな市場を創出するための環境づくり（医福食農連携、新しい介護食品）

- 今後市場の拡大が期待されている、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービス分野について、医福食農連携による食品産業事業者等の参入を促進。このため、新しい介護食品の認知度向上に向けた取組や介護食品の開発等を推進。

医福食農連携

- 漢方の原料となる薬用作物について、産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、安定供給を実現



- 介護食品を、低栄養の予防や日々の快適な生活等に資する食品と広い概念で捉え、「新しい介護食品」として整理し、今後普及。
- 地域農産物を活用した介護食品の開発等を推進。



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺

- 日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備
- 生活習慣病の改善に効果が期待される機能性農林水産物・食品の開発等を実施



これまでの研究で機能性が明らかにされたうんしゅうみかんやべにふうき緑茶は、生産者団体により、「機能性表示食品」としての届出が行われています。

新しい介護食品

背景

- 超高齢社会の到来により、介護食品の潜在的なニーズが急拡大
 - 現状では、市販の介護食品の市場規模は約1,100億円程度だが、潜在的市場規模は約2兆9千億円(*)と試算される
- * 介護保険制度上の要介護（支援）認定者約584万人×介護保険上の1日当たりの基準（1,380円）×365日により試算

これまでの成果

「介護食品のあり方に関する検討会議」(H25.10～H27.3)

- 医療・介護関係者、食品関連事業者、学識経験者等から構成される検討会議において、介護食品の考え方の整理や普及手法の開発等を実施

〈これまでの成果〉

- 平成26年4月 ・「新しい介護食品」の考え方を公表
- 平成26年11月 ・「新しい介護食品」の愛称をスマイルケア食に決定
・「新しい介護食品」の選び方（早見表）を決定
- 平成27年3月 ・提供方法に関する基本的考え方（事業者向けガイドライン）を公表
・社会システム構築に係る課題（中間整理）の公表
- 平成27年10月 ・低栄養予防のための食品（青D）マークの利用についてパブリックコメント中



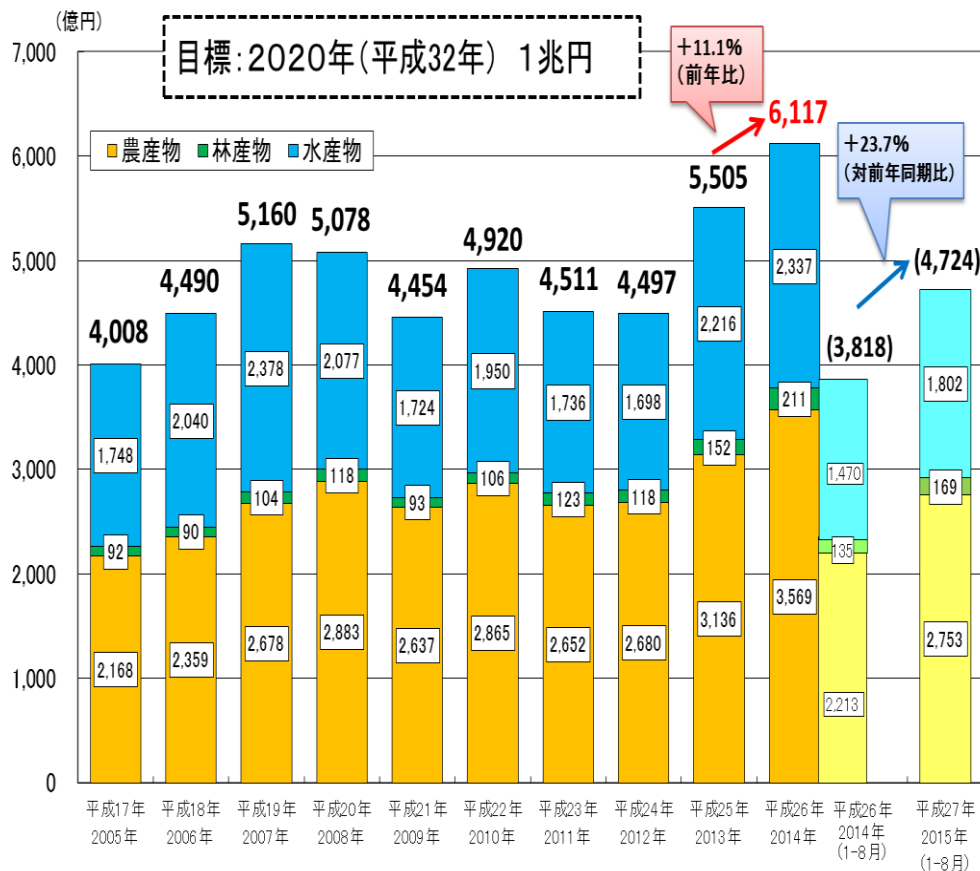
課題

- 低栄養等への対応策としての「スマイルケア食」の認知度向上（特に、介護に係る専門職等における認知度向上）
- これらの情報を伝達し、普及する拠点、規格・基準の策定も含めた手法等の構築
- 介護食品の開発、販売ルート拡大

農林水産物・食品の輸出促進

- 平成26年の輸出額は、過去最高の6,117億円。
- 農林水産物・食品と合わせて、国内の食関連製品（炊飯器、食器等）、日本の文化（和室、和紙等）をパッケージで輸出することにより、国内地場産業の活性化を図り、地方創生に資する。

輸出実績



FBI戦略

和食・食文化の普及/
世界の料理界で日本
食材の活用推進
(Made FROM Japan)

日本の「食文化・
食産業」の海外展
開
(Made BY Japan)

日本の農林水産
物・食品の輸出
(Made IN Japan)

FBI戦略を下支え

戦略的に輸出拡大を実施

○国別・品目別輸出戦略
(2013年8月策定)

○輸出戦略実行委員会
(2014年6月設置)

○27年度輸出拡大方針
(2015年1月策定)

→PDCAサイクルにより、毎
年点検・改訂。

○**ジャパン・ブランドの確立**
品目別輸出団体 (コメ・コメ
加工品、牛肉、日本茶、林産
物、花き、水産物、青果物の
7団体) の産地間連携、品目
間連携の取組をジェトロと一
体となって支援。

○輸出環境課題の解決

引き続き、原発事故後の輸入規
制の撤廃・緩和の働きかけを、輸
入停止措置をとる国・地域 (中
国、台湾等) を中心に強化。

「輸出環境課題レポート」を作成
し、優先順位を付けて課題解決に
取り組む。

○他省庁との連携

クールジャパン戦
略、ビジットジャパ
ン戦略との連携、
ジャパンハウスの活
用等により、日本
食・食文化を総合的
に発信。

戦略的インバウンドの推進①～オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組～

- F B I 戦略を更に推し進めるとともに、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録をホップ、本年のミラノ万博をステップ、オリ・パラ東京大会をジャンプとして、日本食・食文化を世界に発信。我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につなげ、本物を本場で食べてみたいというニーズを生みだし、インバウンドの増大という好循環につなげる。

1 これまでの取組実績等

- **国産花き**の魅力発信、「**和の空間**」によるPR、**施設等への木材利用**の促進。引き続き、これらの取組を推進。



国産花きの素晴らしさを全世界にアピールする勝利の花束（ビクトリーブーケ）を使用



選手村等で和装体験や呈茶等を実施



事例：エム・ウェーブ（長野五輪スケート競技施設）
国産カラマツの集成材を屋根構造に使用

- 訪日外国人旅行者のお土産販売（農畜産物）を拡大するため、**動植物検疫の円滑化**（主要空港4ヶ所に輸出植物検疫カウンターを設置（平成27年4月29日～））

- **動植物防疫官の定員増員や検疫探知犬の増頭**によるCIQ体制（動植物検疫）の強化（本年6月に九州北部における急増するクルーズ船等への機動的体制の構築のため、緊急増員を決定）

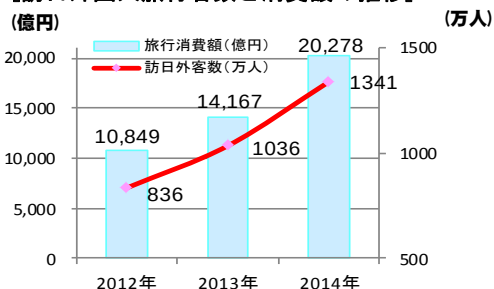


ミラノ万博では県花をデザインした孤樽や、最新テクノロジーを駆使した展示等により日本の農業や食文化を紹介

2 新たな取組

- 欧米からの訪日旅行者のニーズに応じ、**GAP、オーガニック・エコ農産物等の安定供給体制**を構築

【訪日外国人旅行者数と消費額の推移】



(事例：訪日外国人) 米国からの観光客15名が日本茶の手摘み、手もみによる製茶を体験（京都の茶園）



諸外国：有機食品の市場規模は年々増大

- 欧州：総売上額3.1兆円、（独：約1兆円、仏：約5,700億円、英：約2,700億円）
2012-13市場成長率6%
- 米国：総売上額3.2兆円、
2012-13市場成長率8%
- 中国：市場規模は2009-13で約3倍
- 韓国：有機農産物の出荷量は年36%増

日本：有機食品の市場は欧米より1桁小さい

有機農産物の市場規模：約1,300億円

- 訪日外国人旅行者2,000万人に向けた「**食のおもてなし**」体制の整備 → 地理的表示産品を国内外に発信するとともに、インバウンド需要を地域に取り込むための「**地域の食**」、**多言語対応**、**宗教・食制限への対応**の加速化

「おもてなし体制」の整備に向けて今後の取り組むべき4つの指針

戦略的な「食と農の景勝地」づくり

地理的表示産品を活用した魅力発信

- ・ 「地域の食」の本場への観光意欲を刺激

- ・ 地理的表示産品等の魅力ある食の活用

訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備

インバウンド対応と輸出促進の一体的推進

- ・ 飲食店における多言語対応やムスリム対応

- ・ 道の駅・大型直売所等の免税対応や観光事業との連携推進、お土産農畜産物を販売する事業者が取り組みやすい検疫体制を構築

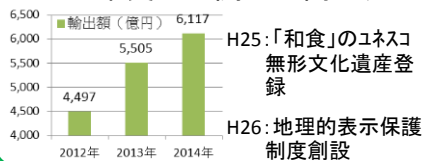
- 大会が円滑に行われるよう**食品テロ対策**を構築

戦略的インバウンドの推進②～「食と農」の地域資源を活用した取組～

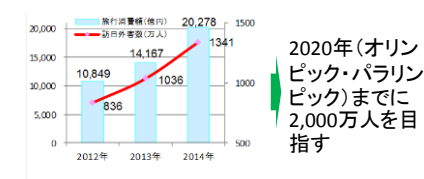
- インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。
- こうした戦略的な取組を一体的に行う地域単位の体制構築を促進し、訪日外国人の増加を地方創生に結び付け、国内向けも含めた裾野の広い観光需要を農村地域に取り込むことにより、所得と雇用の増大を図る。

現状

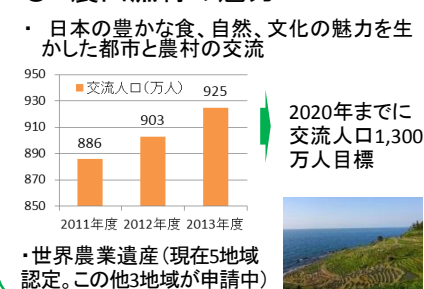
○ 日本食への関心の高まり



○ 訪日外国人の増加



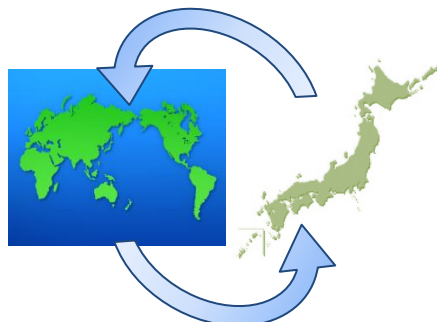
○ 農山漁村の魅力



政策の方向

2020年をターゲットとした「食と農」のインバウンド促進

農山漁村の観光資源と結び付けた日本食・食文化の魅力発信



日本食・食文化の「本場」を探求するインバウンドの促進

(例) バ酒ポート
「道産酒」×「地域の食」×「ツーリズム」を組み合わせ、北海道全域で交流を促進させながら、道産酒の消費を拡大(北海道広域道産酒協議会)

これらを結び付けることによるインバウンドの戦略的展開

取組の方向

日本食・食文化の魅力発信を地方創生に生かす取組

世界的な日本食への関心や輸出促進がインバウンドにつながるよう

食と一体となった農山漁村の魅力を世界へわかりやすく発信

魅力ある観光地域づくりに向けた取組

「食と農」を生かした観光戦略の策定

・「食と農」の結び付け等による魅力あるコンテンツの掘り起こし・磨き上げ 等

受入地域のマネジメント
(観光資源・サービスの品質管理)

・農家民宿、農家レストラン、体験農園等の環境整備 等

マーケティング
(「食と農」による地域のブランド化と市場創造)

・魅力と特色ある受入れプログラムの策定と戦略的なプロモーション 等

これらの取組を一体的に行う農山漁村における地域単位の体制構築

※ 欧州では、こうした取組をDMO(Destination Management/Marketing Organization)が実施。DMOには、国、州、市町村の各レベルの組織が存在し、多くは官民連携の非営利団体。

地域の魅力を世界に発信する取組

世界に分かりやすく伝えるため、3つの取組を実施

各省連携強化

「食と農の景勝地」

食と農のアーカイブズ

・広域観光周遊ルートへの組み込みやビジット・ジャパン等と連携したAll Japanでの発信

・地理的表示産品の活用など、地域の優れた取組を「食と農の景勝地」として集成

・地域の魅力的な取組を映像でアーカイブ化(集積・保護・継承)・さらに多言語化して世界に発信

2020年の目指す姿

- ・輸出増大がインバウンドにつながり、それが更に日本の食材への関心・信頼を高める好循環の確立
- ・農山漁村地域の所得と雇用の増大

- グローバルマーケットの戦略的な開拓に向けて、二国間政策対話や官民協議会等を活用し、開発途上国や新興国市場のみならず、先進国を含めた有望な国・地域を対象に、ビジネス投資環境の整備を推進するとともに、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を通じて日本の食産業の海外展開を推進

取組み①: 新興国との政策対話

- 官民合同の政策対話を各国との間で実施



H27.8 日越農業協力対話
第2回ハイレベル会合
(農林水産大臣、企業等25社参加)



H26.9 日緬農林水産業・食品協力対話
第1回ハイレベル会合
(農林水産大臣、企業等14社参加)



H26.12 第1回日伯農業・食料対話
農林水産審議官、企業等27社参加

- 政策対話の対象国を拡大、新たに官民ミッション派遣等を実施し、我が国食産業の海外展開を加速

取組み②: 産学官の連携強化

- 多様な食関連企業の参画による官民協議会を実施

グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会

- ◆ 平成27年9月7日現在、252社・機関等が参画
- ◆ 平成26年度に、協議会3回に加え、アセアン部会2回、分野別研究会3回(IT農業、ハラール、コールドチェーン)を開催。
- ◆ 平成27年度に、協議会2回に加え、インド部会、アセアン・豪州部会、分野別研究会2回(輸出環境整備、国際標準)を開催。



- アセアン・豪州部会、インド部会等地域別、分野別の取組を強化
- 各国の生産・流通・投資環境の調査や、民間の事業化調査等を通じ、我が国食産業の海外展開を加速

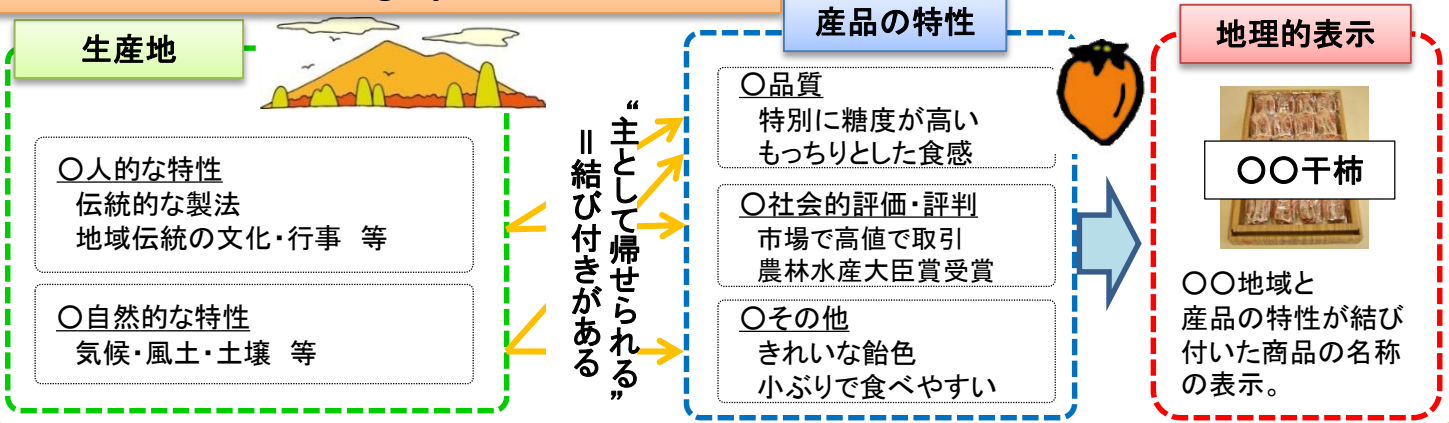
今後の取組方向

- ◆ アジアなどの新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域を対象に、食産業の海外展開に向けて、二国間政策対話や官民協議会等を活用しつつビジネス投資環境の整備を推進、官民連携によるフードバリューチェーン構築を推進。
- ◆ 民間投資や国際協力のツールを活用し、世界の食料安全保障と途上国の経済成長等にも貢献。

地理的表示保護制度について

- 地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。
- この名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度の運用を平成27年6月1日より開始。今後、国内外の市場においてG Iマークによる差別化を図ることで我が国の地域特産品の輸出を促進。

地理的表示(GI:Geographical Indication)



輸出促進への寄与



- ▶ 地理的表示の登録を受けた産品にGIマーク貼付
〔主要な輸出先国においてGIマークを〕
商標登録
- ▶ 地理的表示保護制度を有する国との間でGIを相互保護

▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与
▶ 農林水産物・食品の輸出促進

地理的表示保護制度の大枠と効果

制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

- 産品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

総合的な食料安全保障の確立

- 食料供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」（平成24年再編）に基づき、対策等を講じることとしているところ。
- 不測の事態に円滑に対応するため、
 - ①主要穀物（米、小麦、飼料穀物）について、国内不作時や輸入の大幅減少時等の具体的な対応手順をとりまとめ、
 - ②今後、定期的に、主要農畜水産物を対象に、食料供給に影響を与える可能性のある国内外の様々なリスクを特定し、そのリスクの影響度等を分析、評価、公表。

主要な不測の事態に対する具体的な対応手順のとりまとめ

「緊急事態食料安全保障指針」

不測の事態

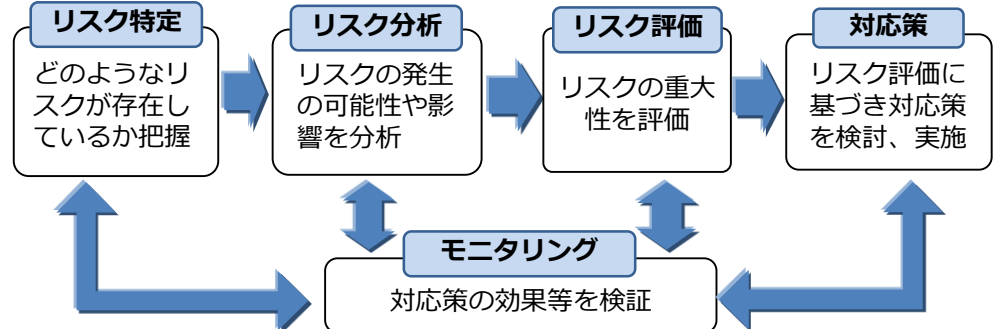
- 国内の米の大不作
- 食糧用輸入小麦の輸入量の大幅な減少
- 飼料穀物の輸入量の大幅な減少

具体的な対応手順を策定

- 備蓄の放出
- 追加的な外国産米の輸入
- 国際備蓄の活用
- 代替輸入
- 緊急増産 等

食料の安定供給に係るリスクの分析・評価

食料の安定供給上の様々なリスクに対処するための恒常的な取組



E P A（経済連携協定）の現状

- 我が国は、アジアを中心に15の国や地域とE P Aを締結・署名した。
- 現在、R C E P、日中韓、日 E U等のE P Aが交渉中。モンゴルとは2015年2月に協定に署名。（2015年5月に国会で承認済）

締結・署名済の
国・地域

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル（署名）

相手国等

協議等の状況

相手国等

協議等の状況

交渉中

カナダ	・2012年11月から交渉を7回実施
コロンビア	・2012年12月から交渉を13回実施
日中韓	・2013年3月から交渉を8回実施
EU	・2013年4月から交渉を12回実施
RCEP ※1	・2013年5月から交渉を10回実施
トルコ	・2014年12月から交渉を3回実施
AJCEP ※2	・物品貿易等については2008年4月に署名。同年12月から発効 ・現在、サービス章及び投資章について、交渉中

交渉延期・中断中	GCC ※3	・2006年9月から交渉を2回実施
	韓国	・2004年11月に交渉中断 ・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催
交渉終了	TPP ※4	・2015年10月に大筋合意

※1 RCEP: 東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。

※2 AJCEP: 日ASEAN包括的経済連携。

※3 GCC(湾岸協力理事会)加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

※4 TPP参加国: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。

② 農業の持続的な発展に関する施策

農業経営の法人化の推進について

基本的な取組方針

法人経営体を今後10年間(2023年まで)で2010年比約4倍の5万法人とするため、

- ① 都道府県、農業法人協会等と連携し、法人化の推進体制を整備
- ② 大規模個別経営(売上2千万円以上の4万8千経営体)、集落営農組織(法人化計画を有する組織約4千7百)の法人化の促進(直接の周知、セミナー開催など)
- ③ 法人経営体の従業員の独立(のれん分け)の促進

法人経営体数の推移

年次	法人経営体数
2000	5,272
2005	8,700
2010	12,511
2011	13,700
2012	14,100
2013	14,600
2014	15,300

出典:2000年～2010年は、農林業センサス全数調査
2011年以降は農業構造動態調査(抽出調査による推計値)。

具体的な取組

(1) 推進体制の整備

- ・3月末までに、**47都道府県で法人化の相談窓口を設置済み**。(普及指導センター26県、農業会議46県ほか)
- ・農業法人協会に、**各都道府県の法人協会における相談窓口の設置**を依頼しているところ。

(2) 大規模個別経営等への働きかけ

[行政ルートでの取組]

- ・法人化のメリットや手続き、相談窓口等の情報を分かりやすく整理した**パンフレットを作成し、大規模個別経営や集落営農組織等に直接、周知徹底**(国の経営所得安定対策の通知や農業者年金基金の各種通知の発出時、市町村が行う認定農業者の認定時などの機会を活用)。
- ・各都道府県において、税理士や中小企業診断士等の**経営の専門家による指導・助言体制の整備、研修・セミナーの開催**等を実施。

[農業者団体ルートでの取組]

- ・農業法人協会に、会員拡大運動の展開、従業員の独立(のれん分け)の推進を依頼しているところ。

新規就農者の確保・育成

目標と進捗

- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大。
(農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂))
(40代以下の農業従事者数 平成25年:31.1万人 → 平成35年:40万人)

【進捗状況】

	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
40代以下の 農業従事者数	35.8万人	30.6万人	30.8万人	31.0万人	31.1万人	31.5万人

・農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、総務省「国勢調査」(調査票情報を農林水産省で独自に集計)、農林水産省「新規就農者調査」により、作成。

- 平成35年に40万人とするためには、増加ペースの加速化が必要。

今後の対応方針

○ 雇用就農者の確保

近年、景気が回復しているが、その中で農業界に優秀な人材を確保していくため、

- ・ 民間企業の就職スケジュールと合わせる形で、適切なタイミングで農業法人の就職説明会等を開催。
- ・ 農業法人の就労環境等を他産業並みに改善。
- ・ 発展している法人の経営者や女性農業経営者がマスコミ等に出て発信する機会を拡大。

○ 新規就農者の定着

新規就農者の定着を確実にするため、

- ・ 青年就農給付金受給者を含む新規就農者を対象として、普及指導員・市町村職員・指導農業士等の中から担当する指導者を決め、確実にバックアップする体制を構築。
- ・ 孤立しがちな新規就農者同士の地域ごとの交流会の開催や4Hクラブ(農業青年クラブ)への加入により、新規就農者ネットワークを構築。

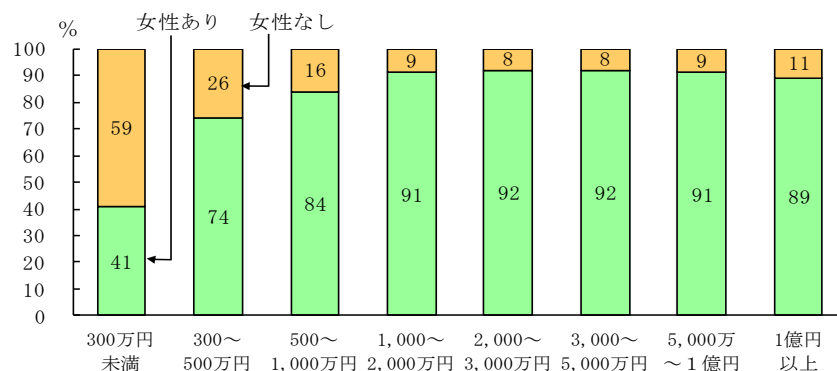
女性農業者を取り巻く現状と課題

- 女性は基幹的に農業に従事する者の42%を占め、地域農業の振興において重要な役割を果たしている。特に女性が参画している経営体は販売金額が大きく、女性役員・管理職がいる経営は売上や収益力が向上する傾向が見られる。
- 女性農業経営者の能力を最大限に活かし活躍してもらえるよう環境を整備し、次世代リーダーとして農村を引っ張る女性を増やしていくことを通じ、農業の成長産業化を図ることが必要。

現 状

■女性の基幹的従事者のいる経営体は、販売金額が大きい傾向

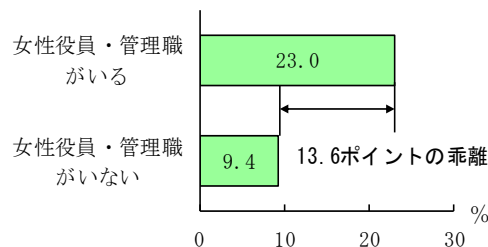
女性の基幹的農業従事者の有無別 農産物販売金額規模別農家数割合



(備考)農林水産省「2010年世界農林業センサス(組替集計)」による。

■女性役員・管理職がいる経営は、売上や収益力が向上する傾向

融資後3年間の売上高増加率



融資後3年間の売上高経常利益率の推移

女性役員・管理職 がいる	2.0ポイント上昇 〔融資前 → 融資後〕 〔0.9% → 2.9%〕
女性役員・管理職 がない	0.1ポイント低下 〔融資前 → 融資後〕 〔1.5% → 1.4%〕

(備考) 1. 株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」(平成25年1月)による。
2. 調査対象は、日本公庫融資先のうち6次産業化・大規模経営に取り組む農業者。

施策の推進方向

女性農業者の経営力の向上、人材育成、働きやすい環境整備に支援を重点化

政策・方針決定の場への参画促進

- ・ 人・農地プランの検討の場に女性が3割参画

地域農業の活性化等への チャレンジに対する支援

- ・ 女性による補助事業の活用を促進
- ・ 女性が活躍しやすい環境整備等の推進

次世代リーダーとなり得る人材の 育成

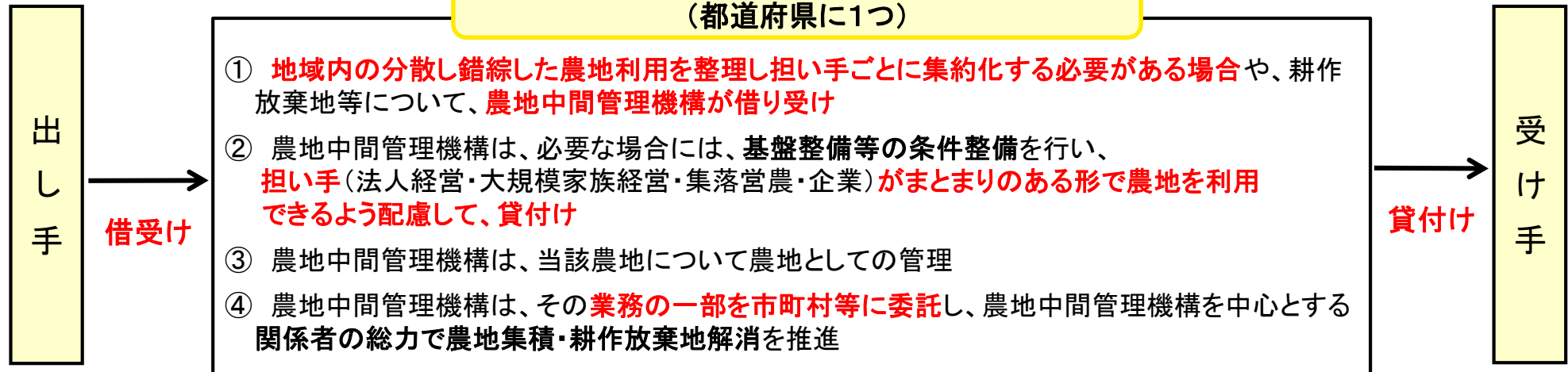
- ・ 経営力向上やビジネス発展に資する実践的な研修の開催
- ・ 「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者のネットワーク化
- ・ 女性の活躍推進に取り組む農業経営体の認定・表彰

農業を「女性にとって魅力的な職業」に

農地中間管理機構について

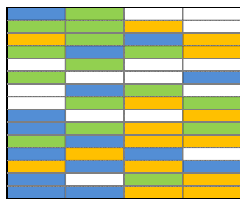
- 都道府県段階に公的な農地の中間受け皿として農地中間管理機構を整備。
- 平成26年度は、これまで横ばいだった担い手への農地集積面積が約6万haの増加に転じた。
- 今後は、農地集積・集約化に向けた人・農地プラン見直しや、農地所有者の機構への農地貸付けのインセンティブを強化するなどの改善策を講じていく。

農地中間管理機構（農地集積バンク） （都道府県に1つ）

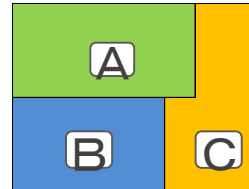


農地の集約（イメージ）

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
担い手の利用面積(千ha)	1,343	1,806	2,207	2,185	2,220	2,208	2,271 (27年3月末)
集積率 (%)	27.8%	38.5%	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	50.3% (27年3月末)

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	農地中間管理機構(27年3月末)		
農地保有合理化法人による 移動面積(売買中心)(千ha) ()は、貸付分で内数	11 (2)	10 (3)	8 (2)	8 (2)	9 (2)	10 (3)	農地中間管理事業	売買事業	計
							借入 29	買入 7	36
							転貸 24	売渡 7	31

目標

今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現（農地の集積・集約化でコスト削減）する。

経営所得安定対策について

- 平成25年12月に策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」や平成26年6月に成立した改正担い手法に基づき経営所得安定対策を着実に実施する。
- 平成27年産からは、認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加え、一律の規模要件を外し、意欲と能力のある農業者（担い手）であれば幅広く参加できる。

対策の概要

生産条件不利補正対策（ゲタ対策）

諸外国との生産条件格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）について、恒常的なコスト割れ相当分を補填するもの

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

注：小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払に2,550円/60kgを加算

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ t
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

【面積払（営農継続支払）】

当年産の作付面積に基づき交付

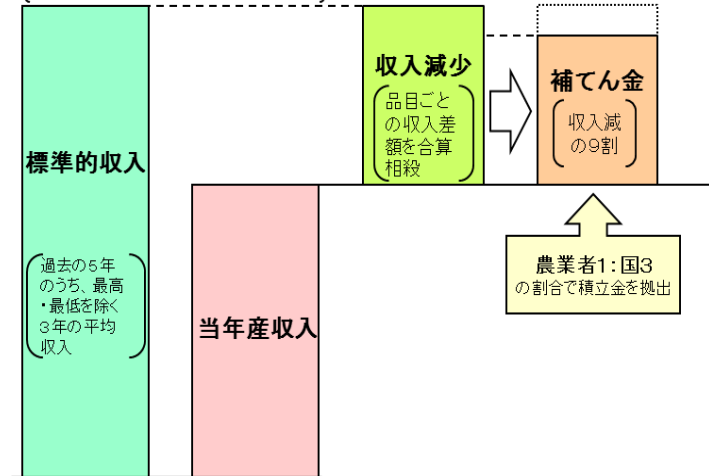
2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米と畑作物について、農業者1：国3の割合で拠出し、その年の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填するもの

（都道府県等地域単位で算定）



ゲタ・ナラシ対策ともに意欲と能力のある農業者（担い手）であれば幅広く対象
対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課さない）

今後の取組方針

- 見直し後の経営所得安定対策を着実に実施する。
- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農の担い手に対し、見直し後の経営所得安定対策への加入を推進する。

農業競争力の強化に資する農業生産基盤の整備

- 農業競争力強化のため、農地の区画を拡大し生産コストの低減等を図る「大区画化」や、暗渠排水の設置等により排水性を改善し水田の畑利用を可能とする「汎用化」、天水に依存した営農からかんがいを行い収量・品質の向上を図る「畑地かんがい施設の整備」等の農業生産基盤の整備を行う農業農村整備事業等を推進。
- 農業生産基盤の整備を契機に高収益作物の生産や輸出拡大等に向けた取組を後押しし、農村の持続的な発展に寄与。

高収益作物の導入と特産品の加工・販売による雇用創出

事例: 国営農地再編整備事業【北海道 中樹林地区】

●事業期間: H12～20年度 ●受益面積: 771ha(区画整理等)

整備内容

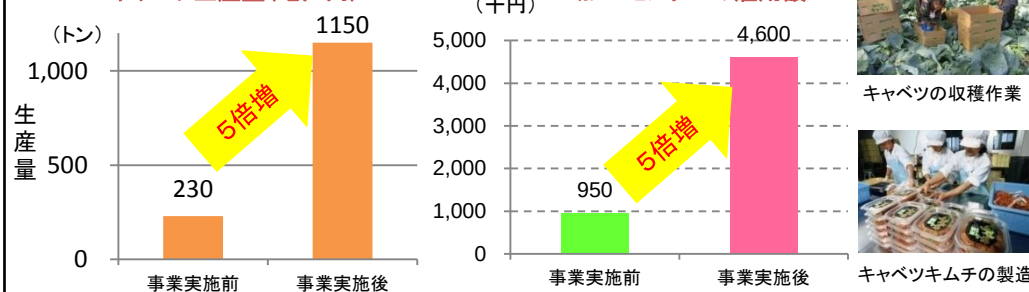
・ほ場の大区画化や地下水位制御システムの導入等を通じ、担い手への農地集積率は78%から94%まで向上。



事業の効果

キャベツ生産量(地区内)

加工センターの雇用額



- ・事業を契機として農業生産法人を町内で初めて設立し、直売所など多角的に経営を展開。
- ・余剰労働力を活用し、キャベツ等高収益作物の生産を拡大するとともに、特産品(キャベツキムチ)の加工・販売を通じて地域の雇用を創出。

高品質・高付加価値化と輸出による販路拡大

事例: 畑地帯総合整備事業【長野県 御所平埋原地区】

●事業期間: H10～19年度 ●受益面積: 266ha(畑かん、排水改良、農道)

整備内容

・畑地かんがい施設や排水改良等の一体的な整備により、新規作物の導入が進むとともに、干ばつ時にも安定して生産できる体制が構築。



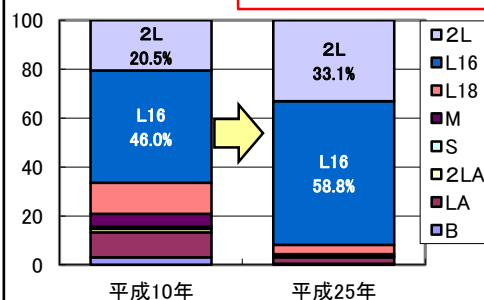
スプリンクラーによる用水の安定供給



排水路の整備による排水性の向上

事業の効果

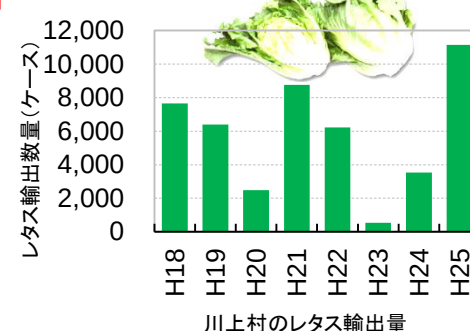
2L、L16サイズが約40%増



等級比率の変化(レタス)

(JA長野ハケ岳川上支所御所平出荷組合実績)

- ・高値で取引される大玉レタスの生産拡大や品質の向上が図られ、出荷量が増加。
- ・米国産の固いものと比較して、柔らかく甘みのあるレタスの特徴を活かし、台湾や香港への輸出を開始。



国土強靱化に資する農業生産基盤の整備

- 農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたり機能の安定的な発揮を図るため、計画的かつ効率的な補修・更新により施設の長寿命化等を推進するとともに、地震・豪雨等の自然災害が激甚化する中、施設の耐震化や洪水被害防止対策と、ため池管理体制の構築等による地域防災力の強化とのハード・ソフト対策の適切な組合せにより、効率的な防災・減災対策を推進。
- 農業農村整備事業等による国土強靱化対策の推進を通じ、農業の成長産業化を支える生産現場の強化に寄与。

基幹的農業水利施設の耐震化

事例：国営総合農地防災事業【愛知県 矢作川総合第二期地区】

- 事業期間：H26～41年度（予定）
- 受益面積：5,441ha（頭首工、取水工、用水路等）

現状

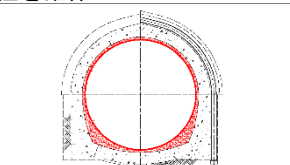
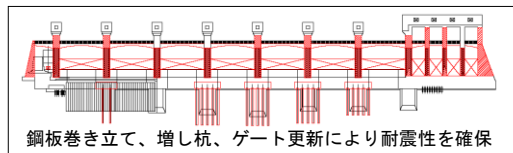
- ・大規模な地震の発生のおそれがあり、鉄道などにも被害の影響を及ぼす農業水利施設が存在

東海地震防災対策強化地域



対策

- ・頭首工・取水工を補強・改修し耐震性を強化
- ・水路の補強・改修、液状化対策により耐震性を確保



ため池の防災・減災対策

事例：農村地域防災減災事業（ため池整備工事） ふくえ こうちしも
【山口県下関市 福江地区（河内下ため池）】

- 事業期間：H23～H27年度
- 受益面積：25ha（堤体工、洪水吐工、取水施設工等）

事業実施前

- ・堤体からの漏水や法面の陥没など老朽化が進行。
- ・平成21年7月中国・九州北部豪雨災害の前に、下関市が緊急的に洪水吐の切り下げを実施し、雨水の速やかな流下を図ることににより、決壊の危険性を排除。
- ・改修までの対策として、平成22年度には情報連絡体制の整備やハザードマップを作成。また、定期的に点検パトロールを実施。



事業実施後

- ・整備工事により農業用水の安定供給の確保と、降雨による下流農地・人家等への洪水被害を防止。



用水の安定供給や災害に伴う被害の防止・軽減

新たな米政策の在り方

- 生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

<平成25年までの制度内容>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成24年 56kg(※1))



○ 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- ・米の直接支払交付金(1.5万円/10a(※2))
- ・米の変動補填交付金(生産者拠出なし、10割補填)を交付(※3)。

生産調整については、強制感を伴うペナルティを廃止し、実質的には選択制となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存。



(※1) 平成26年: 55kg
(※2) 平成26年産から7,500円/10a
(※3) 平成26年産から廃止

<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を見直し

定着状況をみながら、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む

→ 生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大

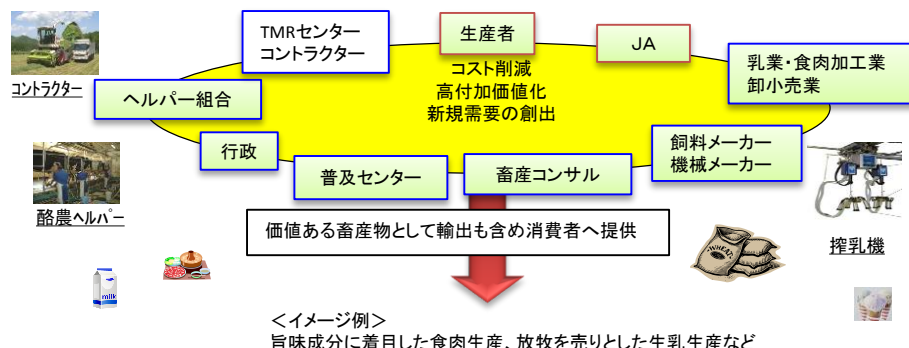


畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

- 高齢化等による離農や後継者不足等を背景に飼養戸数、飼養頭数が減少する中、地域全体で畜産の収益性を向上させる取組（畜産クラスター）の推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策を実施。その際、人（担い手の確保・労働負担の軽減）、家畜（飼養頭数の確保）、飼料（国産飼料の利用推進）の視点から各種施策を展開。

高収益型畜産（畜産クラスター）の構築

- 畜産農家をはじめ、コントラクターなどの飼料生産組織や関連産業等の関係者（乳業、食肉センターなど）が有機的に連携・結集し、地域全体で収益力の向上を図る畜産クラスターの構築を推進。
- 全国560を超える地区で取組が開始されており、今後も強力に推進。



飼料（国産飼料の利用促進）

- 生産性の高い草地への改良、コントラクター等飼料生産組織の機能の高度化等により、国産粗飼料の生産・利用を拡大。
- 耕種農家との需給のマッチングを進めるための取組の推進や、供給体制の整備による飼料用米の利用を拡大。
- 酪農における集約放牧、荒廃農地を活用した肉用繁殖牛の放牧を推進。



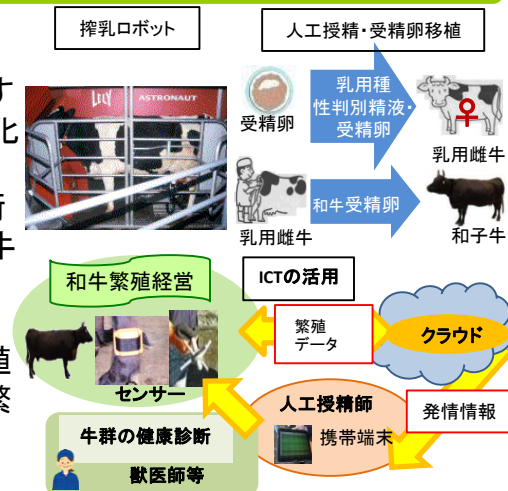
人（担い手の確保・労働負担の軽減）

- 離農農家の経営資源の円滑な継承の促進、研修の充実・強化、法人化等による経営能力・飼養管理能力の向上により、新規就農者の確保と担い手の育成
- 省力化機械の計画的な導入・活用、コントラクター等外部支援組織の活用を通じた労働負担の軽減を推進。



家畜（飼養頭数の確保）

- 搾乳ロボット等の導入による省力化を推進し、規模拡大を促進するとともに、繁殖・肥育一貫経営化の推進により、繁殖基盤を強化。
- 性判別技術や受精卵移植技術を活用し、優良な乳用種後継雌牛の確保と和子牛生産の拡大を推進。
- ICT等の新技術を活用した繁殖管理技術の改善・指導を通じた繁殖性の向上を推進。



経営安定対策

- 畜産経営の安定化を図る観点から、経営安定対策を実施。

農林水産業の成長産業化を先導する研究開発の展開方向について

- イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化を実現するための3つの挑戦（①「知」の集積と活用、②「強み」のある農林水産物の開発、③生産現場の強化に向けた研究開発）。
- 民間活力を活かすシステム創設、革新技術の活用による画期的な新品種の開発や生産性の飛躍的な向上に必要な研究開発のための予算を要求。

挑戦① 民間活力等を活かした「知」の集積と活用の推進

スピード感をもって商品化・事業化に導くため、**農林水産・食品分野と異分野が連携する新たな産学連携研究の仕組み**を創出。

新たな産学連携研究の仕組み



異分野の民間組織等との連携を促す「知」の集積と活用の場の構築

新たな商品化・事業化を通じ
農林水産・食品産業を成長産業化

高生産性のトマト栽培の実現
(オランダの例)



収量29トン/10a
(1980年)
↓
70～80トン/10a
(2012年)



九州地方と同じ
面積ながら
農林水産・
食品輸出額
世界第2位

ICT等を使用した自動環境
制御ガラスハウスの開発等により、
高生産性のトマト栽培
を実現

挑戦② 革新技術による「強み」のある農林水産物の開発

「強み」のある農林水産物を開発するため、今までにない特色をもたらし品種をゲノム編集技術等の革命的な育種技術により迅速に開発。



遺伝子組換えカイコ
による医薬品等の生産



芽をとらなくても安心して
食べられるパレイショ



果樹の育種を大幅に短縮
(半世紀→10年)



収量が2～3倍
になる超多収米

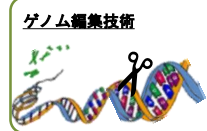


珍しい色、皮ごと食べら
れるなど魅力ある果実



おとなしいマグロで
養殖効率UP

■ 画期的な新品種の創出の加速化

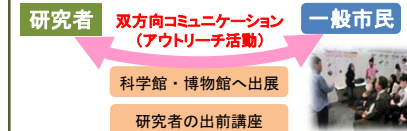


ゲノム編集技術

自然突然変異を
計画的かつ正確に誘導

画期的な新品種を
短期間に次々と創出

■ 新技術に対する国民理解の促進



挑戦③ 生産性の飛躍的な向上による 生産現場の強化

革新的な技術のシーズと農業者等
の現場のニーズのマッチングにより、
技術的ブレークスルーを生み出す



現場での技術の検証・改良や
環境づくりを進め、速やかに実用化・
量産化を可能にする

研究開発

導入の加速化

① ロボット技術やICT等による農林水産業のスマート化

超省力・大規模化や、高齢者や新規参入者の作業負担軽減のため、**ロボット技術やICT(情報通信技術)等を活用したスマート化**を推進。

【研究課題例】

モモ等の**軟弱果実の選果・箱詰ロボット**の開発



② 革新的技術による生産現場の強化

効率的で力強い**生産現場の構築**のため**生産性を向上する新たな生産システムの開発**を推進。

【研究課題例】

生産性の向上と省力化を同時に達成する
新たな飼養管理システムの開発



③ 研究成果の技術移転を加速化する現場実証

地域の関係者や民間企業と研究機関が連携して最新の**研究成果を現場で体系化し、革新的な生産・流通システムを確立**する実証研究を推進。

【研究課題例】

国外市場でも日本の高品質な花きを提供するための
生産・輸送システムの確立

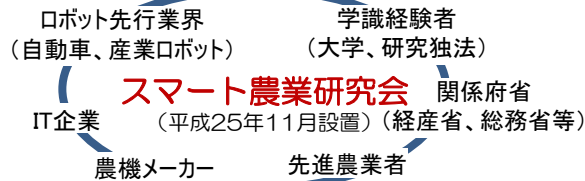


イノベーションが主導する農林水産業の成長を実現

農林水産業・食品産業におけるロボット革命の実現

- 現在、ロボット新戦略等に基づき、ロボット産業等と連携した研究開発、生産現場における導入実証を推進。また、スマート農業の実現に向けた研究会において、安全性確保策等の課題を検討。
- 来年度以降も、農林水産業・食品産業分野におけるロボット導入を促すため取組を推進。
(平成28年度概算要求「先端ロボットなど革新的技術の開発・普及」のうちロボット関係分 1,500百万円)

スマート農業の実現に向けた研究会



- ・ スマート農業の将来と実現に向けたロードマップ等からなる中間とりまとめを公表(平成26年3月)
- ・ 平成27年度は、以下の課題について検討を進め、年度内にとりまとめる予定。
 - ① 農機の自動走行システムの安全性確保ガイドライン案
 - ② 今後の研究開発及び導入の重点分野及び各分野の課題と対応方向

農林水産業・食品産業におけるロボット革命



作業ピーク時の**夜間作業**や**複数台同時走行**を実現するGPS自動走行システム



中山間地で**除草**や**水管理**などの作業を軽労化するロボット



収穫適期の果実を見分けて収穫する葉菜類・果菜類収穫ロボット



ドローン等小型無人機を活用した**農薬等の散布**



森林内を**自動走行**し、伐採した**丸太を運搬**するロボット



漁獲物の水揚げや林地での作業等を軽労化する**アシストスーツ**

ロボット新戦略(平成27年2月 日本経済再生本部決定)

農林水産業・食品産業関係

重点的に取り組むべき分野

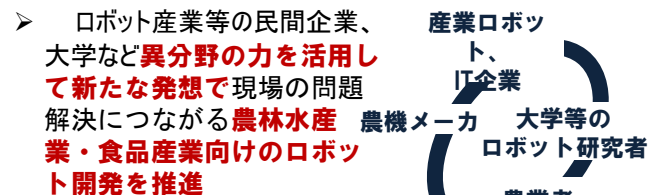
- ・GPS自動走行システム等を活用した作業の自動化
- ・人手に頼っている重労働の機械化・自動化
- ・ロボットと高度なセンシング技術の連動による省力・高品質生産

2020年に目指すべき姿(KPI)

- ・2020年までに自動走行トラクターの現場実装を実現
- ・農林水産業・食品産業分野において省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入

研究開発

ロボット技術のシーズと農業等の現場のニーズのマッチングによりブレークスルーを生み出す



導入実証

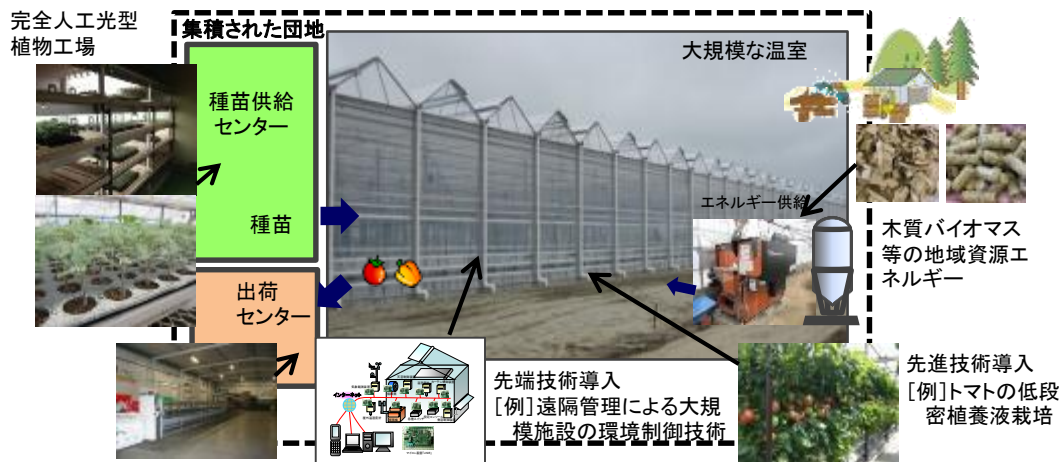
現場での導入実証、導入するための環境づくりを進め実用化・量産化を可能にする

- 開発されたロボット技術について**導入効果等の評価、技術の改良等**
- ロボット技術・ICTを組み合わせた**新たな技術体系の確立**
- 安全性確保のルールづくり等ロボット**導入促進に向けた基盤づくり**

次世代施設園芸の推進

- 木質バイオマスや地熱等の地域エネルギーと先端技術を活用した次世代施設園芸を展開。
- 大規模に集積した拠点で、高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、多くの施設を集約してコスト削減に繋げて所得の向上を実現し、地域の雇用を創出する。

拠点のイメージ



安倍総理のオランダ視察

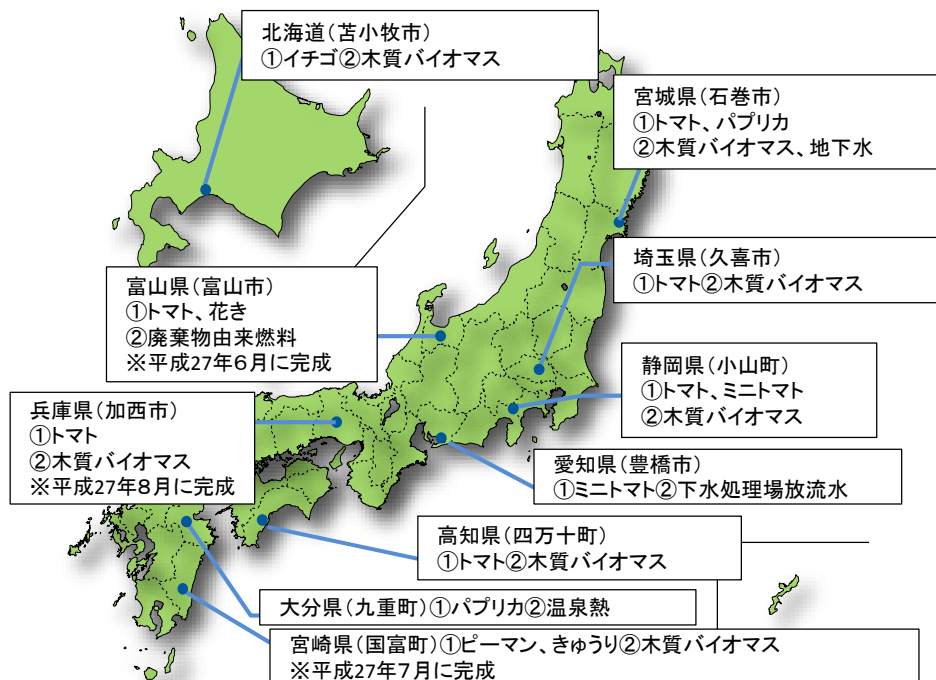


平成26年3月25日

オランダウエストランドの施設園芸農場を訪問。IT技術により、自動化された栽培システムのパプリカの施設園芸を視察。

拠点10箇所

※拠点の①は栽培品目、②は地域エネルギー



今後の取組方針・目標

- 次世代施設園芸の各拠点において化石燃料使用量を5年間で3割削減するとともに、所得向上や雇用創出の実現を図る。
- 各拠点における成果や取組に関する情報発信や研修等を推進し、次世代施設園芸の各地域への展開を図る。

我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 我が国の「強み」である技術力を活かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、実需者等と連携して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出す。
- 品目別に定めた推進の基本方針に基づき、各産地の取組を加速化することで、平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出する。

◆目指す姿:「強み」のある農畜産物が創出されることにより以下を実現

- ① 平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物が100以上創出
- ② 6次産業化の推進、輸出・消費拡大につなげるとともに、加工・業務用向け生産による国産シェア拡大、多収性安定品種などによる低コスト・安定生産を実現

◆具体的な取組:「強み」のある農畜産物の産地づくりにむけた一連の取組を支援（B-Upsプロジェクト）

1 「強み」を生み出す<Breed>

実需者・産地と連携したマーケットイン型育種への転換、DNAマーカーによる育種のスピードアップにより、地球温暖化等の生産環境の変化に対応しつつニーズに応えた優れた品種等を次々と生み出す



実需者（製粉・製パン企業等）と連携したパン用小麦「ゆめちから」の開発

2 「強み」を活かす<Utilize>

埋もれた品種の発掘や新品種の導入、ICT等の新技術の活用による栽培・品質管理の高度化、生産現場における革新的な技術体系の実証研究などにより、「強み」を活かした産地を全国に形成



ICTの導入による高品質・高収量のトマト栽培

3 「強み」を守る<Protect>

育成者権、商標権等の知財を組み合わせたなど知財の戦略的な保護により産地の「強み」を保護



ラーメン用小麦を開発し、産地・ラーメン業界が一体となって知財によるブランド展開

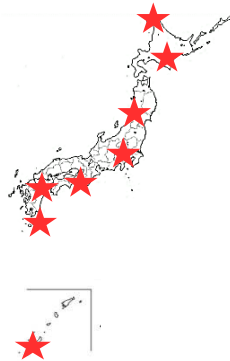
品種開発から産地化まで一連の取組を戦略的に推進するためのコンソーシアムを各地に形成



4 「強み」を支える<Support>

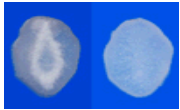
- 海外遺伝資源の戦略的収集による育種素材の確保
- オランダの取組をモデルとした種苗会社を支援する体制の整備
- 埋もれている品種や技術の発掘
- 品種供給の鍵となる種苗の機動的な供給体制の整備

「強み」のある農畜産物を日本各地に次々と生み出す

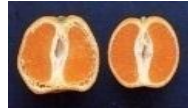


既に現れている気候変動の影響(例)

水稻の「白未熟粒」
白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



みかんの「浮皮症」



異常な豪雨による
激甚な山地災害



南方系魚種による
藻場の食害



適応に関する政府全体の動き

1. 政府の適応計画策定に向けた動き

できるだけ早期に(本年11月末~12月に開催されるCOP21に向けて)、政府全体の適応計画を策定予定。

2. 影響評価の実施

環境省は、農林水産分野を含む7つの分野の気候変動による影響を評価・公表(平成27年3月)。

【主な影響の将来予測(例)】

- 水稻: 一等米比率の全国的な低下
- 果樹: うんしゅうみかん、りんごについて、栽培に有利な温度帯が北上
- 病虫害・雑草: 病虫害の発生増加による被害の拡大。雑草の定着可能域の拡大・北上
- 自然災害等: 豪雨の発生頻度の増加。がけ崩れ、土石流の頻発

農林水産分野における適応計画の策定・推進

- 農林水産省気候変動適応計画策定に向け、平成26年4月、省内に気候変動適応計画推進本部(本部長: 農林水産大臣政務官)を設置。

→平成27年8月、農林水産省気候変動適応計画を策定。その後、政府全体の適応計画に反映。

- 今後、適応計画に基づき、地域で施策を展開

【主な適応策(例)】

1. 既に影響が生じており、社会、経済に特に影響が大きい項目への対応

- 水稻: 高温耐性品種や高温不稔耐性を持つ育種素材の開発
- 果樹: 優良着色品種等への転換等
- 病虫害・雑草: 病虫害発生予察の推進等
- 自然災害等: 治山施設や森林の整備、海岸防災林や保全施設の整備等

2. 現在表面化していない影響に対応する、地域の実践を促進

科学的な将来影響評価や適応技術等の提供により、地域が主体となった将来予測される影響に対する取組を促進。

3. 影響評価研究、技術開発の促進

将来影響について知見の少ない分野における研究・技術開発を推進。

4. 気候変動がもたらす機会の活用

既存品種から亜熱帯・熱帯果樹等の転換等を推進。

③ 農村の振興に関する施策

日本型直接支払制度

- 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）は、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。
- 農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等農業の構造改革を後押し。

多面的機能支払交付金

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援。
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

交付単価例：3,000円/10a（都府県・田）

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援。

交付単価例（共同活動）：2,400円/10a（都府県・田）



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

H26年度の取組

- 制度創設年度である平成26年度は、従来の農地・水保全管理支払の約1.3倍（約50万haの増）に当たる、約200万haの農用地に取組が拡大。

	全国
農地維持支払取組面積	196万ha
農振農用地に対するカバー率	46%
H25年度からの増加面積（伸び率）	49万ha (133%)

（参考）平成25年度の実施状況

	全国
取組面積	147万ha
農振農用地に対するカバー率	35%

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等の条件不利地域の傾斜地等と平地との生産コスト差に係る支援。 主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



機械の共同化



地場農産物の直売

H26年度の取組

- 平成26年度は、第3期対策の最終年度であること等から、平成25年度と同程度（約69万ha）の実施状況。（平成27年度から第4期対策が開始）

協定数	28,078
交付面積 ① （交付面積率 ①/②）	68.7万ha (82.0%)
対象農用地面積 ②	83.8万ha

（参考）平成22年度～25年度の実施状況

	H22	H23	H24	H25
協定数	26,937	27,570	27,849	28,001
交付面積 ① （交付面積率 ①/②）	66.2万ha (82.8%)	67.8万ha (81.9%)	68.2万ha (82.1%)	68.7万ha (82.0%)
対象農用地面積 ②	80.0万ha	82.7万ha	83.1万ha	83.8万ha

環境保全型農業直接支払交付金

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストに係る支援。

交付単価例（緑肥の作付け）：8,000円/10a
（堆肥の施用）：4,400円/10a



堆肥の施用



冬期湛水管理

H26年度の取組

- 平成26年度は、平成25年度の約1.1倍に当たる、約58千haに取組が拡大。

	全国	緑肥の作付け	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
取組面積	58千ha	12千ha	12千ha	13千ha	20千ha
H25年度からの伸び率	113%	100%	119%	100%	130%

（参考）平成25年度の実施状況

	全国	緑肥の作付け	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
取組面積	51千ha	12千ha	10千ha	13千ha	16千ha

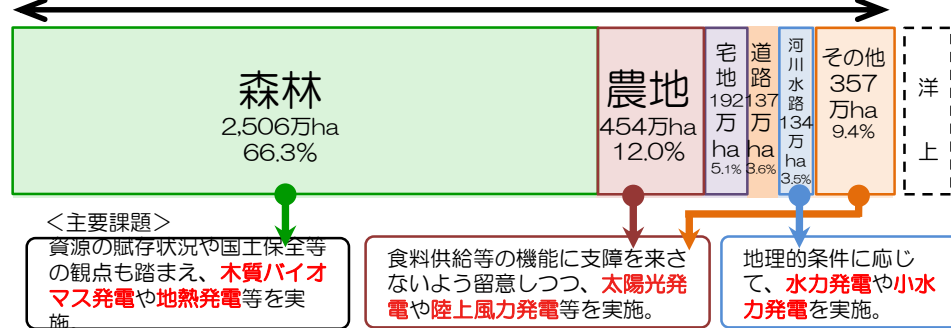
農村における再生可能エネルギーの生産・利用を通じた地域への利益還元

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性。
- 農山漁村再生可能エネルギー法の積極的な活用等を通じ、農業者など地域主体の再生可能エネルギーの生産・利用を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。

■農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

○国土構成

日本の国土：3,780万ha



(資料) 国土交通省「平成26年度土地に関する動向」

○農山漁村における再エネ発電のポテンシャル

◆太陽光発電

- 再生利用困難な荒廃農地の面積：**12.5万ha**
仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合

- 年間発電量：**854億kWh**

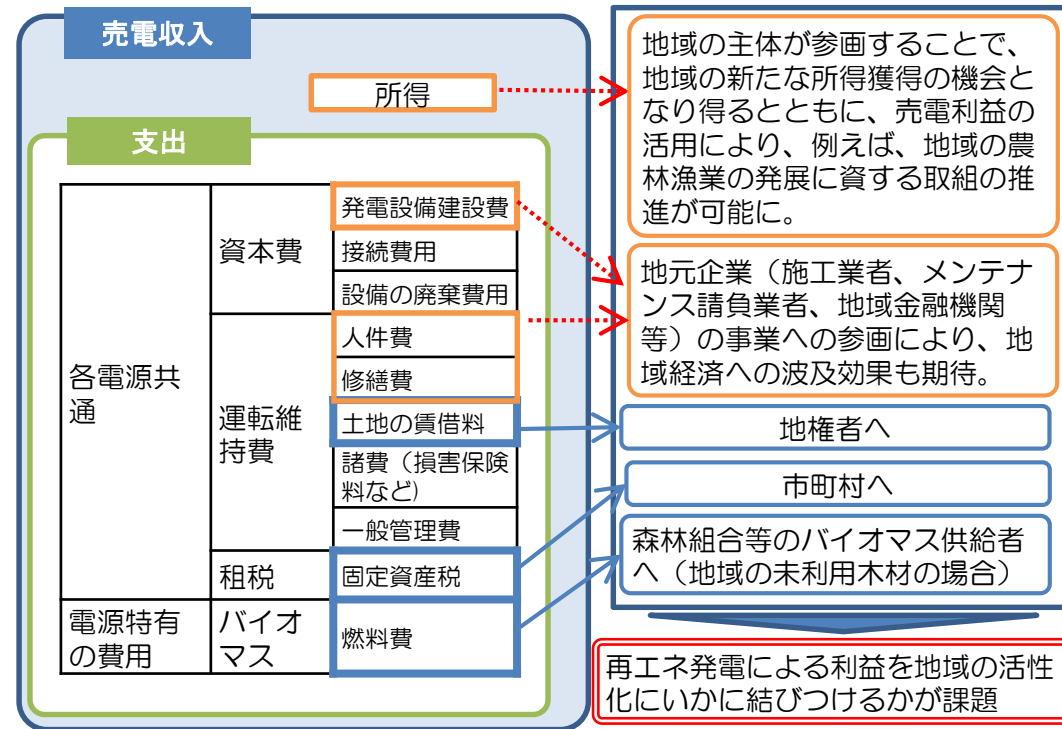
◆農業用水利施設による小水力

- 年間発電量：**8.9億kWh**
(未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算)

◆木質バイオマス発電

- 未利用間伐材等の年間発生量：**2,000万m³**
仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- 年間発電量：**70億kWh**

■再生可能エネルギーによる利益の地域への還元



※支出は代表的なものを例示

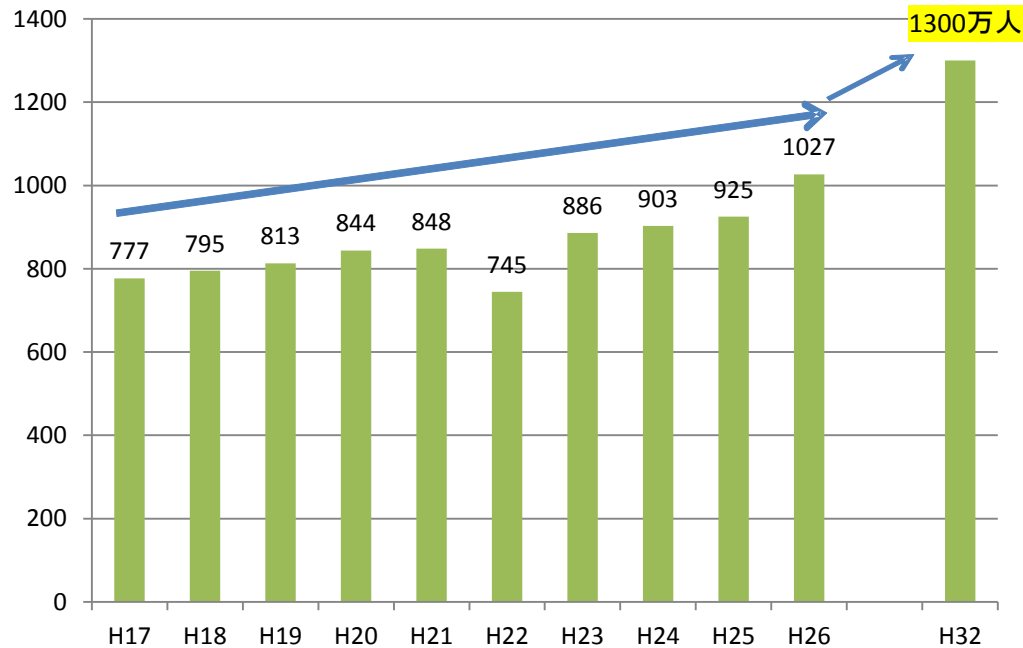
平成26年5月に施行した農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域が主体となって協議会を設立し、農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再エネの導入を促進（同法に基づく市町村の基本計画作成済が7、作成中が9、検討中が27の状況(27年6月末)

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではな

都市農村交流や農村への移住・定住等の促進

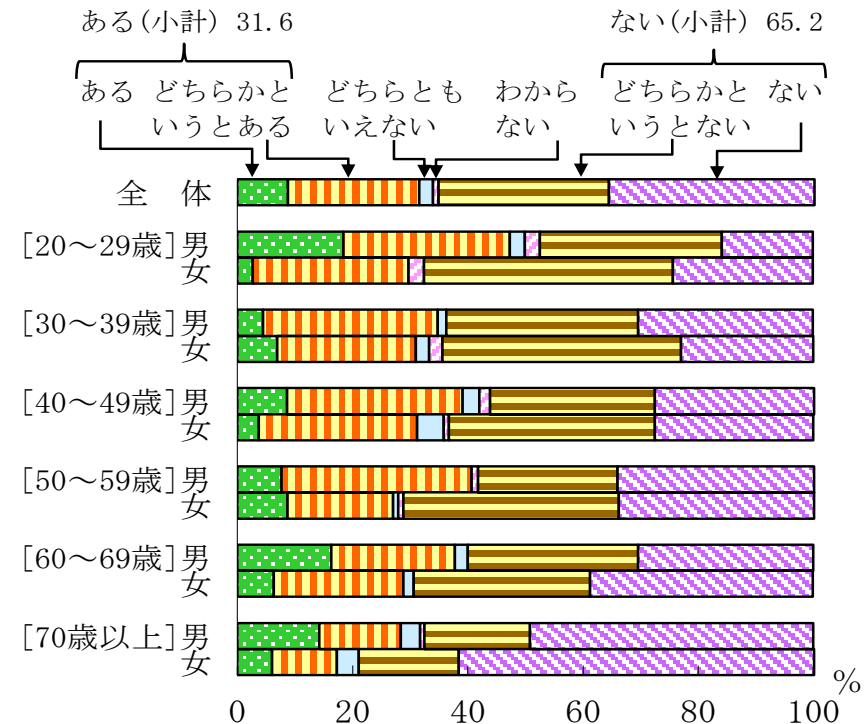
- グリーン・ツーリズムと広域観光周遊ルート等を組み合わせることで、新たな観光需要を開拓。外国人旅行者の受入体制の構築や、子供の農村での宿泊による農業体験の促進に向けて宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を推進。
また、高齢者の健康や生きがいの向上、障害者等の自立支援のための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進。
- 農村等への移住・定住に必要となる情報提供や相談支援の充実に向けた取組を推進。「お試し」的に居住できる仕組みづくり、二地域居住の促進、移住前後のきめ細やかな相談体制の整備を図るとともに、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備や就農と居住をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進。

■ 交流人口（グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数）



資料：農林水産省農村振興局調べ
注：平成22年度の実績は被災3県を除いた数値

■ 都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無



資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」（平成26年8月）

魅力ある農山漁村づくりに向けて ～ 都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現 ～

集落間の結び付きを強める

【拠点への機能集約とネットワーク化の強化】

診療所、福祉施設等の生活サービスの提供の拠点を基幹集落に集約し、周辺地域とネットワークでつないだ「拠点＋ネットワーク」を形成



京都府南丹市美山町平屋地区 拠点＋ネットワーク

【地域の暮らしを支える取組】

民間団体等が高齢化した農家のサポートや集落が担ってきたコミュニティ機能を補完



新潟県上越市櫛池地区 庭先集出荷

都市住民とのつながりを強める

【都市と農山漁村の結び付き】

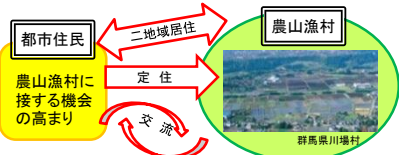
一過性のブームに終わらない積極的な都市と農山漁村の交流



群馬県川場村 世田谷区との交流を促進

【多様なライフスタイルの選択肢の拡大】

地域の仕事や暮らしに関する情報を豊富に提供し、農山漁村への移住・定住や二地域居住、Uターンを促進



移住・定住等の促進イメージ



農山漁村にしごとをつくる

【「地域内経済循環」のネットワーク構築】

地域に埋もれた未利用資源を発掘し、域外に流出していた価値を域内に再投資



岡山県真庭市 真庭バイオマス産業都市のイメージ

【社会的企業(ソーシャル・ビジネス)の活躍】

地域資源の活用等により小さなビジネスを営みつつ、民間主体で地域の課題解決に取り組み、地域コミュニティを活性化



島根県雲南市 地元の農産物を加工

【女性の担い手・社会経験を積んだ者の活躍】

マーケティング・経理事務など農山漁村に不足する能力を補強し、地域経済の発展に寄与

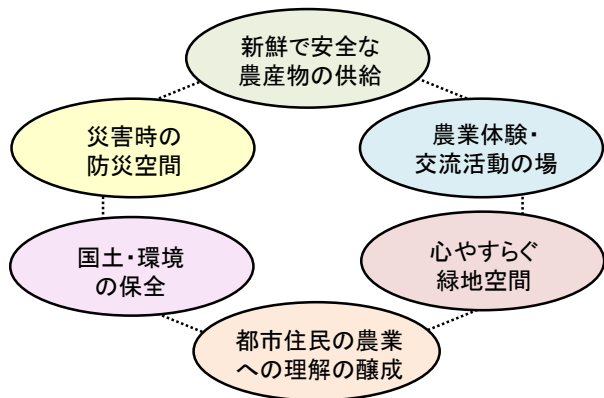


京都府京丹後市 チャレンジつねよし百貨店

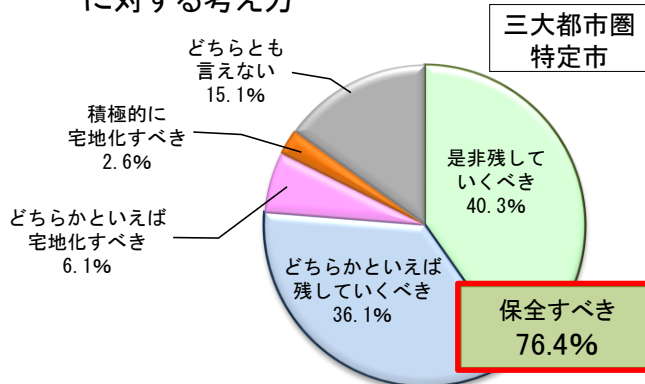
都市農業振興基本法に基づく都市農業振興対策の構築

- 都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、防災空間の確保等の多様な機能を発揮。
- 都市住民を対象とした各種のアンケートにおいては、都市農業・都市農地の保全を望む回答が多数。人口減少等が進む中で、まちづくりの観点からも、都市農地の有効活用や適正な保全が課題。
- このような状況を背景として、本年4月、都市農業振興基本法が制定。同法に基づき、国土交通省等と連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。

○ 都市農業の多様な役割



○ 住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に平成27年3月に実施したWEBアンケート

都市農業振興基本法の概要

目的

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 都市農業の安定的な継続
- 都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

基本的施策

- | | | |
|------------------|-------------------|---------------------|
| ①農産物供給機能の向上等 | ⑤農産物の地元での消費促進 | ⑨都市住民による農業知識等の習得の促進 |
| ②防災、景観形成、国土・環境保全 | ⑥農作業体験の環境整備 | ⑩調査研究の推進 |
| ③的確な土地利用計画の策定 | ⑦学校教育における農作業体験の充実 | ⑪連携協力による施策の推進 |
| ④税制上の措置 | ⑧国民の理解と関心の増進 | |

都市農業に関する現行の措置

法制上の措置

都市計画制度

昭和43年制定の都市計画法により、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域が設定

生産緑地制度

市街化区域内にあって、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設用地等の敷地に適している農地等を、生産緑地地区として指定し、保全



税制上の措置

固定資産税

生産緑地は、一般の農地と同様、農地評価・農地課税

相続税納税猶予制度

三大都市圏特定市では、生産緑地において相続人が営農を継続する場合、相続税の納税猶予の適用が可能

小規模宅地特例(相続税)

自宅と農機具置き場等の敷地について、最大730㎡まで相続税の課税評価額を減額

財政上の措置

都市農業機能発揮対策事業

(平成28年度予算概算要求額2.5億円)

- ・都市農業についての制度検討
- ・都市農業の意義の周知
- ・福祉農園の開設を推進



④ 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

- 被災した農業者の早期の経営再開に向け、被害が甚大な地区等において、引き続き、農地や農業用施設等の着実な復旧を推進。農地の大区画化等による生産性の向上等を推進するとともに、先端的な技術を駆使した大規模実証研究等を実施。
- 避難指示区域等、原発事故の影響を受けた地域における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や除染後の農地等の保安全管理や作付実証等及び整備の取組を推進。農産物中の放射性物質の検査結果や農業現場での取組等について、科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報提供を実施。

■津波被災農地における営農再開可能面積

項目	被害状況	進捗状況 0 20 40 60 80 100 (%)	備考
農地 (27年6月末時点)	6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地 →21,480ha	74% (約15,920haで営農再開が可能(見込み))	岩手 : 67% (490ha) 宮城 : 88% (12,660ha) 福島 : 33% (1,820ha) その他 : 100% (950ha)
農業経営体 (26年2/1時点)	津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県) →約10,100経営体	55% (約5,610経営体が経営再開(※))	岩手 : 54% (260経営体) 宮城 : 65% (3,910経営体) 福島 : 24% (670経営体)

(※)農業経営体の再開状況等については、被害のあった「農業集落」又は「市町村」を単位として、職員が関係者から被害や復旧の程度(割合)等を聞き取り、農業経営体数(2010年農林業センサス)を用いて推計した。

■風評被害対策強化指針のポイント

強化指針1 風評の源を取り除く

- (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

■平成26年度の検査結果

品目	検査点数	基準値超過点数	基準値超過割合
米	1,101万点	2点	0.00002%
麦	383点	0点	0%
豆	3,459点	4点	0.1%
野菜類	16,712点	0点	0%
果実類	3,302点	0点	0%
茶	206点	0点	0%
原乳	1,846点	0点	0%
肉・卵(野生鳥獣肉除く)	188,304点	0点	0%
きのこ・山菜類	8,557点	103点	1.2%
水産物	20,922点	100点	0.5%

⑤ 団体の再編整備に関する施策

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の概要

(平成27年法律第63号)

平成27年9月4日公布
平成28年4月1日施行

趣 旨

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。

このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。

改正の概要

農業協同組合法の改正

◎ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする

【経営目的の明確化】(第7条)

- ◆ 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する

【農業者に選ばれる農協の徹底】(第10条の2)

- ◆ 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する

【責任ある経営体制】(第30条第12項)

- ◆ 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等実践的能力を有する者とする 것을求めることを規定する

【地域住民へのサービス提供】(第4章第1節から第3節まで)

- ◆ 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

◎ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする

【全農】(第4章第1節)

- ◆ 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

【都道府県中央会】(附則第12条から第20条まで)

- ◆ 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する

【全国中央会】(附則第21条から第26条まで／第37条の2)

- ◆ 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける

農業委員会等に関する法律の改正

農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するための改正を行う

- ◆ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更

(第8条)

- ◆ 農地利用最適化推進委員の新設(第17条)

- ◆ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定(第42条)

農地法の改正

- ◆ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直す

(第2条第3項)

効 果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

農協改革の法制度の骨格

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元**に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更**できる規定を置く

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会**（自律的な組織）に移行する

全農

- その**選択により、株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する